

『大阪夢洲カジノ誘致計画の認定取り消しを求める 6・23国土交通省観光庁請願行動』報告集

夢洲カジノを止める大阪府民の会

<https://vosakaf.net/>

〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番

カサビアンカ関目103号

電話：090-8536-3170

メール：stop-casino@vosakaf.net

★2023年6月23日(金)、私たちは、夢洲IR・カジノの区域整備計画の「認定(4月14日)」という情勢の中で、『大阪夢洲カジノ誘致計画の認定取り消しを求める6・23国土交通省観光庁請願行動』に取り組みました。そして6月24日(土)から、「夢洲カジノを止める大阪府民の会」として、活動を再スタートさせました。

★この『6・23国土交通省観光庁請願行動』報告集は、夢洲カジノを止める運動を大阪府民のみなさんとともに作り出していくために作成しました。特に、★「観光庁による文書回答」と「★観光庁とのやり取り」[P.6～]を読んでいただければ幸いです。



(左)院内集会。大石あきこ衆議院議員、鳥畑与一静岡大学教授にもご参加いただきました。(右)国土交通省観光庁との意見交換会。観光庁から4人の担当官。会からは33人が参加。

P. 1…目次

P. 2…1. 『6・23国土交通省観光庁請願行動』

(1)[P. 2] 概要

(2)[P. 2] 意義

P. 2…2. 国土交通省観光庁請願・意見交換会

(1)[P. 2] 概要

(2)[P. 2] ★請願項目・質問項目と観光庁による文書回答

P. 6…3. 国土交通省観光庁請願・意見交換会「やり取り・書きおこし」

(1)[P. 6] 出席者

(2)[P. 6] ★「やり取り・書きおこし」

P.19…4. 資料

(1)[P.19] 6月23日、請願書(質問事項)全文

(2)[P.25] 6月23日、院内集会 基調報告

(3)[P.28] 2023年7月20日、大阪府知事・大阪市長・IR推進局への要請書

(4)[P.31] 最近の関西万博、IR・カジノをめぐる報道 2023.7.14.～

(5)[P.39] 「夢洲カジノを止める大阪府民の会」の取り組み予定

(6)[P.38] 「夢洲カジノを止める大阪府民の会」会則

1. 『6・23国土交通省観光庁請願行動』

(1)概要

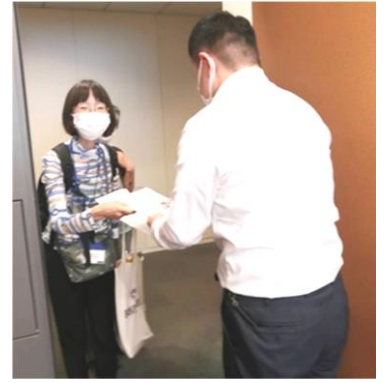
13:00～14:00 議員要請行動

14:30～15:30 国土交通省観光庁請願・意見交換会

16:00～16:50 院内集会

基調報告／国会議員他連帯のあいさつ／議員要請
行動報告／意見交換・まとめ

▶「国会議員要請行動」、「国交省観光庁請願・意見交換会」、「院内集会」に取り組みました。「議員要請行動」の参加者は15人。6チームに分かれ国土交通大臣、副大臣、政務官、衆参国土交通委員をされている約80人の議員事務所へ直接訪問。国土交通大臣への「請願書」を手渡し、趣旨を説明。運動への協力を要請しました。初めて議員要請行動に参加された大阪府民の方も責任者になり、訪問・良いせいに取り組むことができました。カジノ住民投票署名運動の『記録集』も、約50冊手渡すことができました。



▶「国交省観光庁請願・意見交換会」と「院内集会」へは、33人が参加(私たち会の関係から26人・議員1人・議員秘書3人・鳥畑教授・報道関係者2人)。国土交通省観光庁からは4人(詳細、後述)が参加し、『東京新聞』などが報道してくれました。
▶協力議員 大石あきこ衆議院議員、くしぶち万里衆議院議員、福島みずほ参議院議員、大椿ゆうこ参議院議員、宮本たけし衆議院議員、山下芳生参議院議員、森山浩行衆議院議員、神津たけし衆議院議員など。

(2)意義

- ①4月14日に政治的な意図を持った夢洲カジノ計画の「認定」がおこなわれて以降、大阪府を中心に関西圏と神奈川県などから30人以上が参加し、初めての政府交渉の場をつくることができました。この意義は大きいと考えています。議員要請行動では80人の政府関係者・国土交通委員に請願書を手渡し、大阪府民の反対の意思を伝え、問題なく「認定」が了承されたわけではないことを明らかにすることができました。
- ②国土交通省観光庁請願行動では、「認定」について付された「7つの条件」についての質問書に対する文書回答を得ることができました(後述)。交渉の場で問題点を明らかにし、今後の「実施協定」締結について「7つの条件」をクリアすることなしに進めることは許さないと追及しました。その中で、「認定に7つの条件は、必要条件ではない」との認識を変えることは出来ませんでした。しかし「認定の必要条件ではないが、今後の実施協定締結やカジノ免許申請の過程で必要となる認可について求められる必要条件」となることを、国土交通省観光庁として「必要条件という言葉を使うとややこしくなるが、おっしゃる通りのイメージ」との言葉で回答として得ることができました。また「地盤沈下」「収益の推計値」「依存症」などの問題を、重要なこととして認識させることができました。
- ③「認定」を4月まで遅らせてきたのは、住民投票条例制定署名運動をはじめ、多くの大阪府民やそれに賛同する人々の運動の力です。審査委員会は「及第点」を取り繕い「認定」を行いました。が、「要求基準」についての審査内容は不明であり、「7つの条件」を付さざるを得なくするところまで追い込んでいます。今後の「実施協定」締結における国土交通大臣の「認可」を行う上で、「7つの条件」は大きな位置を占めることになります。関西万博工事も暗礁に乗り上げ、夢洲IR・カジノ建設工事についても、同時並行に進めることが困難となってきています。
- ④政府と大阪府・大阪市に対する2つの署名運動や、IR株式会社、融資銀行・企業への要請行動、パレード、学習会など、みんなで大きく運動に踏み出すスタートとなりました。

2. 国土交通省観光庁請願・意見交換会 ※請願書・質問書の全文は別途参照。

(1)概要

【日時】 2023年6月23日(金)14:30～16:00頃 ※良い時間を30分延長。

【場所】 衆議院第2議員会館第3会議室

【主催】 カジノ問題相談会 (6月23日(土)からは、『夢洲カジノを止める大阪府民の会』として再スタート)

(2)請願項目・質問項目と観光庁による文書回答

【請願項目】 ※「請願書・質問書」の全文 『資料』参照

1. 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の「認定」を直ちに取消すこと。
2. 大阪府・市(IR推進局)に対して、「認定」における7つの条件の速やかな実施を指導すること。

3. 実施協定の締結における国土交通大臣の認可をしないこと。カジノ営業の免許を付与しないこと。

【質問項目と文書回答】

＜質問＞ 1. 別紙に記載された7項目の条件について

特定複合観光施設区域整備法第九条(区域整備計画の認定)第13項には「国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の適正な整備を確保するため必要があると認めるときは、第十一項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる」と定められている。

今回の認定は7つの条件が付された。すなわち現在の「区域整備計画」は「適正な整備を確保するための必要がある」と認め、条件が満たされぬままでは認定されないと解される。7項目の条件は、「区域整備計画」の認定において必要条件とされるか否か。見解を求める。

＜回答＞

今回の認定に付された7つの条件は認定の必要条件ではなく、認定は既になされている。

一般的に、許認可に際して条件という用語で付記されるものについて、おっしゃるような「必要条件」ではない性質のものが少なからず存在していると認識しています。

＜質問＞ 2. 「条件(7項目)」の1、7について

項目1では、「審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること」としている。また項目7では、「認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと」としている。

(1) 国土交通大臣は、審査委員会の意見が反映されるよう改善した新たな「区域整備計画」の「詳細設計・建設」の提出、「必要な見直し」を求めているのか。提出を求めている場合、期限をどう定めているのか。

(2) また「適切に反映された」ものであるか否かの審査は、いつ、誰によって行われるのか。

＜回答＞

2. について

ご指摘の『新たな「区域整備計画」の「詳細設計・建設」の提出』の意味が明らかではなく、あくまで条件のとおり、カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて「今後の詳細設計・建設において十分留意すること」や「区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと」を求めているものである。

今後の詳細設計・建設で審査委員会の意見が適切に反映されたかどうかの確認は、国土交通省又は審査委員会により、提出状況等を踏まえ適時行われるものと考えている。

＜質問＞ 3. 「条件(7項目)」の2について

国土交通大臣は「効果の推計」に関して「推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組む」ことを求めている。

(1) 「推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組む」との指摘は、認定された「区域整備計画」の推計の根拠となるデータが粗笨であったことを認めるものと解する。見解を求める。

(2) 「効果の推計」にある「効果」とは、「審査委員会」による「報告書」にある「経済的社会的効果(17. 観光への効果/18. 地域経済への効果/19. 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献)」という理解でよいか。

(3) 「審査委員会」による「報告書」には、以下、記載されている(引用、略)。

(4) 上記、「区域整備計画」認定の根拠となった「審査委員会」の「報告書」における「経済的社会的効果」の項目では、夢洲IR・カジノ事業計画の根幹をなす事業収入、年間売り上げ5,200億円(うちカジノ収入4,200億円)の根拠となる来訪者数の推計根拠が明確でなく、「実際には下振れする懸念」があるとまで述べている。

需要サイドの分析でも、「推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける」とし、さらに来訪者数の推計では、「細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られる」「カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難」「他の来訪者部分の予測の計算過程についても…(略)…算出数値の水準について一般的に納得されるには至らない」としている。科学的な利益推計の根拠が明らかでない「区域整備計画」のまま、実施協定の締結・認可、カジノ免許の付与を行うことは出来ない。見解を求める。

＜質問＞ 4. 「条件(7項目)」の3について

「特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと」とあるが、現在の計画では毎年欠くことなく「年間2千万人の来訪者(USJは1450万人)」があり、「5200億の年間収入(内カジノ収入4200億円・利用客の70%は日本在住者を対象)」を維持し続けることが前提とされている。

この数字は年間約1,400万人(1日約3万8千人)の日本在住者が継続して来場する試算となる。

(1) 日本の総人口1億2447人の1割以上が来場することなどありえないと考える。また現在の国内来場者に依存する計画で、年間4,200億円のカジノ収入売り上げは可能と考えているか。見解を求める。

- (2) 単独で世界最大のカジノといわれるシンガポールのマリーナベイ・サンズでも、IR施設を含め年間来訪者数は4500万人、売り上げは3000億円である。夢洲カジノ計画では、この1/2に満たない来場者数で1.7倍もの売り上げを想定しているが、その根拠は示されていない。根拠の説明を求める。
- (3) 海外からの来場者は現在600万人が見込まれている。「審査委員会」は「報告書」でこの割合を増やすよう求めている。しかし訪日外国人旅行者数は、コロナ禍以前で最も多かった2019年で3188万人であった。この数字で試算しても、訪日外国人旅行者の5人に1人以上が大阪夢洲IR・カジノを訪れることになる。その根拠はない。「報告書」では「外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客」を求めているが実現可能性をどう考えるか。見解を求める。

<回答>

3. 及び4. について

ご指摘の年間1400万人や約600万人という数値は、延べ来訪者数であり、1人が複数回来訪した場合には複数カウントされるものと承知している。ご指摘のマリーナベイサンズの来訪者数については、カウント人数(センサーで計測する通行人の数)であり、来訪者数とは多少異なる数値であると認識される。また、収入への寄与度については、訪問者ごとの消費額水準(所得層区分)や滞在期間の違いにより有意に異なるものであり、来訪者数の単純な頭数比率と必ずしも一致するものではないと考える。

大事な点としては、計画する内容の実現可能性を十分高めていく取組がしっかりなされることが重要であると考えている。その他、ご提示のご意見とは必ずしも認識が一致しない点が複数ある。なお、審査委員会の審査結果報告書では、推計に関しては、現段階で得られる情報の範囲(得られるデータ等の面で現実的な制約もあるなか)で推計している方法には一定の理解を示せる、といったコメントも示されている。

3. (2)について、基本的には御理解のとおりである。

<質問> 5. 「条件(7項目)」の4について

「地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと」としている。また「審査委員会」による「報告書」には、以下、記載されている(引用、略)。

(1) 「報告書」では、夢洲が「洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地である」ことを認めている。その上で今後の地盤沈下予測について、「沈下の実測データ等が限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもある」との意見を採用し、「想定外」の事態が起きた場合への対応の十分な検討を求め、「リスク管理意識の高さ」について「高評価はし難い」とした。さらに「具体的な工法やその実施範囲の詳細は未確定」としている。

①これはIRの認定に関する「要求基準」の適合かつ、実現可能性の根拠に関わる内容である。見解を求める。

②「具体的な工法やその実施範囲の詳細は未確定」としつつ、「区域整備計画」を認定した根拠は何か。2019年に行なわれた大阪市によるボーリング調査結果によれば、重量構造物の建築のためには支持基礎である洪積層(第2天満層/砂礫層)まで約80メートルの支持杭を打設する必要があると認められる。しかし現在の地盤改良は、地表から6メートルまでの覆土による汚染度対策と、その下約20~30メートルの埋立層(浚渫土砂・建設残土)の液状化対策に限られている。地下80メートルの埋立地という特殊性を持った施工事例は存在するのか。軟弱地盤工法さえ決まらぬまま、認定を行うことは誤りである。見解を求める。

(2) 夢洲では、PCBやダイオキシンなど土壌汚染が確認され、さらに液状化などの問題が存在する。大阪市は土壌対策費として788億円もの公費投入を決めたが、地盤沈下対策は含まれていない。大阪市は、「通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、大阪市が費用負担を行わない」としているが、「報告書」に記載されているように地盤沈下対策には、「想定外」の事態が予見される。「報告書」は、「工期等の遅れが生じた場合の対応」など、「後発事由で発生 of 所要費用の分担」について問題視している。工法が決まっていないまま工期ありきの突貫工事を進めることは、大阪府市に莫大な財政負担を強いることにつながり、果ては安定したIR・カジノ事業の展開を不可能とする。見解を求める。

(3) 夢洲への主要アクセス道路について、「多重性に乏しい」としている。南海トラフ大地震の可能性が指摘されているが、仮に1日5万人の来場者を想定した場合、避難は十分であると考えるか。また軟弱地盤の上に設置された道路、鉄道、橋梁、トンネルの安全性と輸送能力は必要かつ十分な条件を満たしていると考えるか。見解を求める。

<回答>

5. について

(1)(2)について、地盤沈下対策として、排土バランス工法、第二天満層を支持層とした基礎杭による対策が想定されているほか、液状化対策としてセメント系固化工法を基本とした検討がなされており、対策の方針は示されている。また、基礎杭の施工事例として、夢洲近傍において、大阪府咲洲庁舎:65mの事例があるものと承知している。

(3)について、IR来訪者の避難は、基本的に、島外避難ではなくIR区域内の広場等への一次避難が計画されている。加えて、夢洲外への避難ルート(夢舞大橋・夢咲トンネル)は、耐震対策がとられているものと承知している。

<質問> 6. 「条件(7項目)」の5について

「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」としている。また「審査委員会」による「報告書」には、以下、記載されている(引用、略)。

(1)IR整備法は、「区域整備計画案」を策定するうえで「住民の意見を反映させるために必要な措置を採る」と規定し、説明会や公聴会などの実施を義務づけ、審査においても「地域における十分な合意形成」を評価基準の一つとしている。しかし大阪府、大阪市はこれを怠った。11回を予定した説明会はコロナ感染症拡大を理由に7回で打ち切られた。予定されていた説明会会場の最大収容数は、大阪府民のわずか0.0125%。府民が求めたインターネット配信による視聴も拒絶された。また公聴会では約9割を超える公述人が多角的な視点から夢洲へのカジノ誘致に反対との公述を行ったが、すべて「区域整備計画案」には反映されなかった。

2022年2月、大阪市会において議員による「住民投票」が提案されたが、委員会付託もされず十分な審議がなされないまま本会議で否決された。そして同年、大阪府で45年の時を経てカジノの是非を問う住民投票条例制定直接請求署名運動が取り组まれ、法定数を大きく上回る210,134筆の署名が集められた。しかし大阪府議会はわずか半日の審議でこれを否決した。大阪府市は、主権者である大阪府市民への説明責任を尽くさず、「手続きは踏んだ」と住民意見を封殺した。IR整備法の精神を踏みにじる瑕疵である。見解を求める。

(2)「条件5」や「報告書」にある「双方向の対話の場」を大阪府民は求めている。国土交通大臣として、再度、住民による合意形成を促進するため、「双方向の対話の場」を持つことを条件とした認定を告示した職責を果たし、大阪府に指導することを求める。見解を求める。

<回答>

6. について

IR整備法では、都道府県等は、区域整備計画を作成等する際には、公聴会の開催や議会の議決など、所要の手続きを行うことが定められており、こうした手続きが適正に行われたかどうかについても審査を行っている。地域との良好な関係の構築は大事な点であると考えている。条件として付記した点については、大阪府市による取組状況をまず注視する等フォローアップしていく。

<質問> 7. 「条件(7項目)」の6について

(1)ギャンブル依存症について、「依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること」とある。また「報告書」でも「25. 依存症対策等(p. 25~26)」として多くの課題が指摘されている。

(2)しかし大阪市会の参考人質疑で、IR事業者であるMGMリゾートのエドワード氏は「ギャンブル依存症を抱えているかも知れない約2%に実際に問題が起きないようにサポートする」と答弁した。カジノ来場者の約2%が依存症になることを想定しても、その数は20万人を超えると想定される。大阪府では「ギャンブル等依存症対策基本条例」が制定されたが、最大の依存症対策はカジノ誘致を撤回することである。見解を求める。

<回答>

7. について

大阪の依存症対策としては、大阪依存症センターの設置やMGMの実際の経験を踏まえた様々な対策などが計画されている。例えば、大阪依存症センターについては、5月末に「大阪依存症センター機能検討会議」が設置され、同センターが担う「ワンストップ支援」及び「普及啓発」の具体化の検討が始まっている。

この点に限らず、依存防止対策については、十分な対策が確実に実施されるようにしていくことが大変重要であると考えている。

<質問> 8. 「報告書」の「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」

「報告書」について、以下報告されている(引用、略)。この「報告書」から、夢洲IR・カジノは、「要求基準」の要件を満たさず、国際競争力の高い魅力あるIRとは言えないと考える。見解を求める。

<回答>

8. について

ご貴見のように考えていません。

<質問> 9. 夢洲IR・カジノ用地賃貸契約問題について

(1) 現在、夢洲IR・カジノ建設予定地の評価額が問題となっている。大阪市大阪港湾局が不動産鑑定業者4社に建設予定地の評価を求めたところ、3社が1㎡あたり12万円で一致。IR辞儀容者への賃料評価額は、同じ3社が1㎡あたり月額 428 円で一致した。「奇跡一致」とまで言われ、談合疑惑が持ち上がっている。さらにこの評価額は、近隣の埋立地に比して異様に低く抑えられ、大阪市が「IR事業を考慮外」とするよう鑑定業者に指示していたことも判明している。

不当に安く評価した額をもとに用地賃貸契約をIR事業者と契約することになれば、大阪市は大きな損失を被ることになる。この賃料は物価スライドのみの固定。賃料は、正当に評価された場合と比べると1年で15億円、35年間で500億円超の値引きになるとの試算もある。現在、夢洲市有地をIR事業者に賃貸することを違法として賃貸契約締結の差し止めを求める裁判が続けられている。

(2) 「区域整備計画」の審査、認定の過程で、用地の評価額についての談合疑惑について審議されたか。審議された場合、どのような内容であったか。審議内容を明らかにしていただくことを求める。

(3) IR・カジノ用地賃貸契約が差し止められた場合、認定の取り消しは行なわれるか。見解を求める。

<回答>

9. について

月額賃料については、区域整備計画への必須記載事項として求めているものではない。また、観光庁としては、現時点で、ご指摘のような不正等があったと認定されているものではないと認識している。

認定の取消に関しては、仮定の話に予断をもってお答えは困難。

3. 国土交通省観光庁請願・意見交換会「やり取り・書きおこし」

オーディオ ファイル 230623 国交省要請行動.MP3 トランスクリプト

(1) 出席者

▶国土交通省観光庁

- ・嶋田大輝氏(国際観光部参事官(IR担当)付課長補佐(併)内閣官房特定複合観光施設区域整備推進室)
- ・山川寛二氏(参事官付係長) ・福田俊(参事官付調整官) ・川俊明(参事官付主査)

▶国会議員他

- ・大石あきこ衆議院議員
- ・鳥畑与一静岡大学教授
- ・国会議員秘書(山下芳生参議院議員・森山浩行衆議院議員・神津たけし衆議院議員)

▶カジノ問題相談会他 26人

▶マスコミ関係 2人 東京新聞・共同通信

(2) 「やり取り・書きおこし」 ※敬称略 「書き起こし」データをもとに意識し、まとめています。

●山川: みなさんお疲れ様です。ただいまから開始します。「カジノ相談会」から、国土交通省観光庁に請願・質問書を提出しています。今日は衆議院議員の大石晃子さんが来られています。よろしくお願いします。

●大石: よろしくお願ひします。

●山川: 今回は、大石晃子さん、榎渕さん、両議員に本当にお世話になりました。よろしくお願いします。



本日国土交通省観光庁からご出席いただきましたのは、観光庁参事官付課長補佐の嶋田様、同じく調整官の福田様、主査の川様、そして参事官付係長の山川様。よろしくお願いいたします。

あらかじめ質問事項に対する回答をいただいております。最初に請願の趣旨と回答に対する再質問を行って、その後まだお答えいただけていない5. の項目について回答いただきます。その後、もう一度意見交換するという形で進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いします。

今回の趣旨は、請願書の2ページ目に書きましたが、①夢洲の区域整備計画についての「認定」について取り消していただきたい。②それから、この「認定」において7つの条件が出されたことについて、国として大阪府市(IR推進局)に対してその条件をクリアできるようにしっかりと指導していただきたい。③実施協定の締結におけ

る国土交通大臣の認可を出さないでいただきたい、という3点です。

みなさんにも請願書と回答書を印刷し配布していますので、それを見ながらよろしくお願ひします。

まず一点目。「7つの条件は認定の必要条件ではなく、認定は既になされている。」と回答をいただきました。(配布文書中の該当ページの説明)

今回、(大阪夢洲IR・カジノ)区域整備計画について認定をされた。ただ、その認定には7つの条件が付されているということです。この7つの条件は、非常に重要な内容を含んでおりまして、住民との双方向のしっかりとした対話の場を作って合意を作るとか、地盤沈下の問題であるとか、様々な問題点に触れているわけです。そう考えたときに、この7つの条件をクリアされなければならないということを基本にしないと認定できないほど、今回の大阪の区域整備計画というのは雑なものであったと考えるわけです。(しかし回答書では)7つの条件をどう考えるのかということについて、「必要条件ではない」ということをおっしゃっているわけです。

(回答書の)裏面を見ていただくと、回答書の裏面の中段の「●担当官→山川」というところに書いてあるんですが、嶋田さんの方からお答えいただいたところで、「一般的に許認可に際して条件という用語で付記されるものについて、おっしゃるような『必要条件』ではない性質ものが少なからず存在していると認識しています」と記載されています。簡単に言えば、この7つの条件をクリアしなくてもいいんだと書いてあるのと考えます。

しかし、考えてみていただきたい。今回、7つの条件が付されたということについて、法律で「認定に条件を付し及びこれを変更することができる」としているのは、現在の計画のままでは非常に不十分だから、7つの条件が付されたと理解します。ですから、これは必要条件ではないというような見方で行けば、今の計画で行われてしまったら、大阪の財源ということについても非常に不安であるし、防災ということについて考えてみても人命にもかかわる問題で看過できないと考えます。そこについての見解を、もう一度聞きたい。

4月11日に報告書が出て、14日には大臣が認定をした。この3日間の中で、7つの条件についてどう議論されたのか、それも含めて教えていただきたい。特に、今回は評価基準についての報告はあるわけですが、要求基準は大臣が認定するということになっていますが、要求基準を満たしていると判断する根拠はどこにもないんですね。私たち、見てないんです。文書にも出ていません。これはどういうことなのかということが一つ。

(次に)質問項目の2. のところ。条件7項目の1. についてここに書いてありますのは、要は審査委員会が出した意見が適切に反映されていたのかどうかという検証の問題です。回答書の2. の前段は省きます。「条件のとおり…、「地域区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと」を求めているものである」とおっしゃっています。そうすると、この「適時必要な見直しを行う」と求めているものは何なのか？これは、7つの条件を指していると考えられます。それは実行されなければならない。回答にも「今後の詳細設計建設」でのところで、審査委員会の意見が適切に反映されたかどうか確認が国土交通省または審査委員会が提出状況等を踏まえて適時行われると書いてあります。「提出」は、誰が何をいつ提出するのか？教えていただきたい。大阪府が出すことになると思うのですが、これは法律では、速やかにとか、早くやるということが書いてありました。「適時状況等を踏まえ」て、誰が、いつ、どうやるのか、それを教えてください。

第3および4について…

●大石:山川さん、すみません。質問項目が多岐にわたってちゃんと答えていただいたかを確認したいなと思っています。私の方からも1. 2. の今までの部分で何を聞きたいのかを1点1点、(確認させていただきたいと思ひます)。恐れ入ります。間に行ってしまったんですが、ちゃんと答えていただきたいと思ひます。大事な質問だったので。1番、2番について、山川さんが確認したいと思われた点を改めて確認したいと思ひます。よろしいですか？

●大石:まず、(質問について)それを一対一で答えて欲しい。ひとつには、7つの条件がついたと。この7つの条件の位置づけとして「法律に基づく条件」でよろしいですかという質問は含まれてますか？山川さん。

●山川:はい。

●大石:まず7つの条件の法的位置づけについて、確認したいと思ひます。その場合、法に基づく場合7つの条件が、ざっくりとしたご回答では、「必要条件ではないものが少なからず存在」とあるのですが、ただ法律に基づいて必要条件を付することもできるはずですよ。今回された7つの条件一つ一つが必要条件なのかどうなのか。充分条件、必要条件ではないというのであれば、大阪府・市側がそれやりませんと言っても問題がないというか、拘束しないという条件は7つのうちどれなのか？すべて教えていただきたいという山川さんのご指摘だったと思ひます。

1番はそんな2点ですかね？まずその2点、お答え頂けますでしょうか？

◆嶋田:観光庁の嶋田でございます。今回、報告書に基づいて詳細な請願をいただきまして、誠にありがとうございます。我々もしっかりといただいた請願をよく拝見させていただきました。文書の回答が遅れてしまいまして、本当に改めまして、申し訳ございませんでした。本日、できる限りの回答を務めさせていただきますと思ひますので、改めて皆様よろしくお願ひいたします。

その上で、ご質問いただいた1. の関係でございます。まず、法律に基づく条件なのかということについて、その通りでございます、法律に基づいて今回7つの条件を付けております。

「必要条件でない」というところでございますが、今回付けさせて頂いたものは、お答えを文書(で回答)させて頂いた通り「必要条件ではない」、7つ必要条件はないものとなっております。

●大石:ご回答としては必要条件ではない性質のものが少なからず存在しているので、やはり存在してるんだと分かりましたが、7つ全部必要条件でないという意味だということによろしいですか？

◆嶋田:わかりにくいかもしれませんが。回答させて頂いたのは一般論として、そういうものが少なからずありますよということですが、今回の7つの条件については7つとも必要条件ではございません。つまりどういうことかという、条件というのは何なのかと言うところでございます。

皆さん、免許証とかをお持ちですか？例えば私の免許証見ると免許の条件っていう欄がございます。その条件のところ私の場合「オートマ限定」というふうに書かれています。免許の条件にあと「眼鏡」と書かれている方もいるかもしれません。そのように、それはあくまで免許の必要条件になっているものではないですよ。免許はちゃんと付与された上で「オートマ限定」とかいうものがプラスにされている。これと同じだと思うんですけど、あくまで認定というのはもう発行されていて、その上できちんと「メガネ」とか「オートマ」とか守ってくださいね、認定した上で守ってくださいねというようなイメージでございます。

●大石:いいですか？私もオートマ限定なんですけど、例えばオートマ限定の免許を取った者が、ミッションで運転オッケーですか？私、オッケーじゃないと思っていました。いかがですか？
きちんと守らないといけないもの。つまり7つの条件は、オートマ限定に相当するということによろしかったですか？

◆嶋田:ですので、認定は必要条件ではないので、認定はすでに効力があるけれども、(7つの条件を)きちんと守ってくださいね。

●大石:なるほど。これを守らなかった場合、どうなるんですか？免許証と思いますので。

◆嶋田:まあ守らなかった場合、仮定の話でなかなかお答え難しいなと思うんですけども、当然、どういう内容か次第で、性質とか、事案に応じて見て行くことにはなるのかなというふうに思っております。

●鳥畑:ちょっといいですか。静岡大学の鳥畑といいます。そうすると、この国がカジノの免許付与であるとか、完成検査するとか何らかの段階で、今回された条件は新たな必要条件として審査されるということで、よろしいですか？

◆嶋田:あ、すみません、ちょっと私の理解が及ばず申し訳ないですが…。

●鳥畑:つまり免許をもらいました。でも、オートマの限定という必要条件じゃないけど、条件があります。でも、条件を満たさないと運転をさせてもらえませんか、というような説明で伺ったんですよ。

そうすると今は認定は出しました、しかし実際に営業認めてカジノ免許を与えてゴーサインを出すまでにはそれがクリアしているかどうかは当然チェックします、ということではないかと理解したんですが。

◆嶋田:ありがとうございます。ご解説、助かりました。言っていたご理解の通りだと思います。認定はして、これから運営をするにあたって、運転して行く際にきちんと気をつけてね。車での例で本当申し訳ないですが、運転する時にはちゃんと眼鏡を着けて運転してくださいね(ということです)。ですからIRを運営するときに、きちんと気をつけて運営して行ってくださいねと言うこと。そういう意味で、おっしゃる通りのご理解なのかなと思います。

●山川:これ重要なところですよ。実は他の団体が4月の末にも7つの条件について(要請を)行ったと思います。こうやって(回答を)読んでみますと本当に重要ですよ。7つの条件が付されて(認定が)出されているということは、まずその審査委員会等々の意見をしっかり(大阪府市は)聞けと。それから後半に関係しますが、推計データを精緻化しなさいとか。つまりカジノを継続的に安定した運営を進めていくことができるかどうかとか(と問うている)。それから地盤沈下が起きるとか、モニタリングが必要であるとか。そういうことに触れているわけです。

先ほど大石さんが言われたように、例えばメガネ無しに運転したら事故するわけです。しかし眼鏡をつければ運転ができるということだから、その例えで言えば1から7は(認定に)必要不可欠かどうかについては、そう(不可欠)ではないとするが、この(7つの条件)が担保されずにカジノが営業されるということについては、これは免許はあるけれども、営業は認めない(ということによいのか)。

それからカジノ審査委員会ではなくて、カジノの免許の申請について。カジノ管理委員会が、免許の付与を行うことになるわけですよ。その時に付与条件に関係してくるのではないかと。だから、7つの条件をクリアしないまま営業されては大変なことになると思うんですよ。例えば防災の関係から言ったら、2つの路線しか



逃げ道も交通もない。こんな中で免許付与すること自身もおかしいと思う。報告書の内容がそこに触れている。このまま通すということがあってはいけないからです。

必要な条件ではないのかということに関して、これは免許の付与のところとも関係するんですか？

- ◆嶋田: カジノの免許については…、我々観光庁をさせていただいていますが、カジノ管理委員会さんのことは我々がはっきりはお答えは…。
- 山川: わかりました。ですが 5000万…。
- 大石: そうしますと、認定の必要条件ではないという回答だったかと思います。そうですね。ただし、これは運転免許証におけるオートマ限定ですから、まあ、これは必ず守られるべきもので、オートマ限定の人がミッションで運転し続けたらそれは許されないし、運転できないような、何らかの制度的強制力が働くのが免許です。同じように例に出されたので。そうすると、認定の必要条件ではないが、何らかの、カジノ管理委員会なのか、また運営のチェックの段階でなのか、そこでの求められる必要条件でよろしいですね。
- ◆嶋田: はい、必要条件という言葉を使ってしまうとちょっとややこしくなってしまうのですが、おっしゃる通りのイメージですが。
- 大石: 数学用語だと思うんですけどね。必要条件って。フロー図で考えた時に、オートマ限定であるのにミッションで運転したり、運転できないフローに入るのがカジノ業者にカジノ認定しましたと、でも何らかの条件どおりやってみせられない場合、そのカジノは運営ができない。または開業ができないというフローに入るはずなので、どこのイメージの、まあ必要上数学的に必要条件なんですけど、その表現をされないのは結構ですが、そのダメっていうフローのどこに入るのかということ、私たちは知っておきたいと思います。いかがでしょうか？また、それが管理委員会なのかどうか？
- ◆嶋田: そういう必要条件っていう、言えば…。本日申し上げさせていただいたのは認定という、ここに入るための必要条件ではない、ありませんと申しあげています。
- 大石: はい。
- ◆嶋田: それで、今後、運用を続けていく、将来的に継続していくにあたり、ずっと守ってくださいますかというようにええ(例?)。まあ、守っていただくべき内容と、そういうことでございます。
- 大石: 守らない場合も、その差し止めの想定とか、何か強制力の想定についてはお聞かせいただけますか？
- ◆嶋田: 先ほど申し上げたと(思います)。なかなか仮定の話だとか、事案が実際出てきた時のことが難しいですけども、実施状況評価と言うものがございます。そういったもので、きちんと守っていますかというようなことを確認させていただいて、大阪の方に伝えていく、守ってくださいと言っていく。
- 大石: 守らない場合。
- ◆嶋田: 法律上、指導、監督なども認められていますので、状況に応じてそういった事ありうる事案とは思いますが。それは内容次第、事案に応じて判断をしていくこととなります。
- 大石: 法律上の監督対象の件であるというお答えでした。結構です。
- 山川: そうすると、法律で指導監督の対象になるっていうことですね。あくまでも条件の通り区域整備計画が実施されているのか、しっかり反映しなさいっていうことまで触れてある。
詳細設計と建設ってということについて、先ほど「事案に応じて」と言われたけれど、7つの条件で具体的な内容が書いてあるじゃないですか。国土交通省、また審査委員会によって「提出状況等を踏まえ、適時行われる」と書いてあるのですが、(?)そうした事案が懸念として出されている。条件を付されたものについて、これは、誰がいつ提出をするとか、具体的にあるんですか？横山市長は7つの条件を付されたことについて、「それは実行しなければいけないものと承知している」という内容を喋ったわけです。そうすると、ここに適時状況を踏まえて適時提出というように書いてあるので、何を想定しているのか教えてください。誰が誰に何を出すのか。
- ◆〇〇: ありがと言うところでございます。いつ、誰が、ということでございます。ここで今言っていた2.のご質問ということで言えば、建築物のデザインとか話ですけども、そうなりますと最終的にずっと継続してやっていただく上の建築物の話ですので、そういう意味では建築物の完成までにはきちんと最終的にはですね、確認することにはなるのだと思っております。それは国交省と審査委員会の方ですね。選択することになっています。
- 山川: 建築物のデザインっていうことですね。その中に、建築の構造物が非常に問題になっています。特に重量構造物が軟弱地盤の中で、さまざまな災害、特に液化化等々かしくんじじゃないかとか。また交通インフラ問題で、今のような形で海底トンネル作ったりとか、そのこと自身に問題があるんじゃないかとか様々なことが言われている。そうした建築物そのものの構造とかいったものも、ここは含まれておりますか？「デザイン、建築物の詳細設計・建設」(についての詳細設計を)を完成までに出せばいいなんていうことを言われると、どういものができるのか等々については(わからない)。この後、IR株式会社と大阪府が実施協定を結ぶこととなりますが、その時点では内容が未だハッキリしないなんて言うことはありえないと。だから建築物が立つまでに出せばいいというこ

とであれば、「提出状況を踏まえて適時行なわれる」と言っているけれども、国土交通省・審査委員会できたものを見る
としか言わないということになる。それおかしいんじゃないですか。

- ◆**福田**: ご質問ありがとうございます。改めまして、観光庁IRの福田と申します。よろしくお願ひします。あの1番の条件でいきますと、もうすでにお読みいただいているかと思うんですけども、審査結果報告書の中で、評価基準の2番ですとか14番のデザイン関係のところ、審査委員会から意見が出ているところがございます。そういったところの意見を、1番のこの条件では反映させていただくというのが、まず1番の整理。
- 山川**: 報告書のページ数で言うと、何ページになりますか？
- ◆**嶋田**: 審査結果報告書、ホームページでも公表させていただいておまして、8ページ目に評価基準の2番、「建築物のデザイン」という基準がございます。こちらの数字で書いておまして、○3番の最後の方に、「今後さらなる詳細設計・建設段階でデザインの変更があっても、全体のコンセプトや日本らしさを体現しているものとする」とも、ここで提示したものなど、審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるように適切に設計・建設が進められていくことを求める」と書き方をさせていただいておまして、ここでこういう意見が出ているので、我々として、条件の中で、委員会の意見が適切に反映されたものになるような形で、反映をさせていただいているということでございます。
- 山川**: それはわかるんです。質問は設計っていうこと。今問題になってる重量構造物や工法の問題を含めて。地盤を固めるということについて。先ほど嶋田さんがおっしゃったのは、完成するまでに出してもらったらよろしいなんていうことを言うから、それじゃダメなんじゃないの。だから、いつまでにそういったものを求めるということになるんですか？
- ◆**嶋田**: そこはまさに大阪が今後IR開業に向けてやっていく工事のスケジュールを見ながら、我々も法律に基づく実施状況評価ですとか、法律に基づかなくても、大阪とのやり取りっていうのは日頃からまあ…なんていう…ですか。
- 大石**: 簡単に言うと、まだ決まってないってことでよろしいですか？
- ◆**嶋田**: そうですね。あの具体にいつ、どの時点でこの資料をもらうかっていうところはまさに決まってない。まさに今後はいい、はい。
- 大石**: 山川さんは趣旨として、(観光庁が)言っていたのはデザインとおっしゃってるけれども、あの地盤沈下とか、そういった構造問題っていうのが大きいんじゃないですかと。そこは、このデザインに含まれていますか？という質問だったと思いますが、それは含まれてないっていうお答えでした。
- ◆**嶋田**: この1番のデザインの中に、そのいわゆる今問題視いただいております、重要な話とか、そういったものを入れているわけではないです。
- 大石**: そう聞いたので、無いよって答えてもらったほうがわかりやすいかなと思います。
- ◆**山川**: わかりました。確認ですが、手続きは、実施協定の締結をこれからして、その後免許の申請という形になっています。実施協定を締結するにあたりIR株式会社がどんなものをどういう形でつくるかというのは、実施協定の中に含まれますか？基本協定や基本合意書の中身が、他社との競合があるということで公開されず府・市が進め、議員さえも読んでないっていうようなことがあったわけですが、それは私たち大阪府民・主権者はいつ分かることになりますか？基本協定の中に2.の構造物のデザインに入らなくても、様々な建築物についての詳細な設計、契約内容、これは少なくとも実施協定締結が9月だとも言われていますが、その時に私たちに公開されるものなんですか。
- ◆**嶋田**: 実施協定の中に、そういう構造とかそういったものが含まれるかというところではございますが、実施協定はそもそも法律上締結しましたら公表するようには決まっておりますので、締結後には公表がなされます。その前提で、あとは実施協定の中に何が入って行くのかということですが、法律上、実施協定が必要な理由というのは、きちんと都道府県と事業者さんの役割分担してくださいね。万が一のことがあった時に、どちらが負担するんですかというような、そういった中身を書いてもらう協定でございますので、その趣旨に当てはまるかどうかで、大阪府さんの方で、判断されて入ってくるかどうかということになるかと思います。
- 鳥畑**: よろしいですか？整備法上は、概要の公表だけで良かったはずですよ。だからもう本当に要約だけ、はい公表しましたって終わっちゃうという可能性がありますね。
- ◆**嶋田**: 法律上、おっしゃる通りで、厳密には概要の公表でございます。じゃあ、どこまで概要というお示しするか、そこは大阪、ええ、まあ今後締結した際にですね、あのきちんと見



て行くということになる…。

●大石: 概要しか出さないよっておっしゃってるので、今「詳細」っていつ出くるのに対して「概要」ですよってなので、いいですか? 「詳細」も求めているんです。

◆嶋田: 現時点では決まってないのでいうところで…。

●大石: じゃあ詳細も出してほしいので、出していただけますか?

◆嶋田: それもまだ決まっておりませんので、申し訳ございません。何とも。ちょっと。

●大石: お答えできないと。だけど出さないとも言っていないってことでよかったですね。概要は法律上出さないといけない。詳細はまだ決まってなくて、出すとも出さないとも言えないって回答ですね。

◆嶋田: はい、少なくとも概要は。

●大石: 法的にそうですもんね。

●山川: (時間が少なくなってきたので) 先に進めます。3および4の所です。回答書とあわせて請願書の質問事項を見てください。3・4(の回答)を見ると要は、ざっくり言えば2000万人が本当に来るのか? という質問に対して2000万人ってというのは、2000万人違う人が来るんじゃないかって、これは延べであり複数カウントされますよと。

それから2000万人で5200億円ほどのお金が収入として入るかということでも、「金持ちがたくさん来るかもしれない」「消費水準で変わる」「滞在期間でも変わる」、だから訪問者数は単純な頭数の比率とは一致するものではありませんよってということが書いてあるんです。その上で報告書の中では、非常に過大な数字を見込んでいないんじゃないかと触れています。類推するその数字の中身が。単純に考えれば、一人(特定の個人)が何回も来るってというのは中毒だと思っけれども、それでも毎日5万人ほどだっという勘定になるわけです。5万人、これ僕らの感覚で言うと、甲子園球場の巨人阪神戦・毎日5万人が夢洲でやられてるところに人が来ているってというような状況は想像し難いんですね。報告書は何カ所もこれは本当に2000万人来るのか、甘いんじゃないかっていうようなことをずっと書いて。その根拠を教えてください。MGMのデータをだいたい大阪府は追認した形で区域整備計画を出したと言われていたんですが、答弁の中でも。

審査はね、実際にこれ実現可能性っていうことが大事かどうかってことを嶋田さんも何回も書いていますが、実現可能性のためにこの推計の根拠と言うことを審査委員会では、「調べると」大阪(府)に独自に言ったのか、もしくは審査委員会でも調べたのか、調べていないけれども数字だけが一人歩きして信じられているのか、これについて答えていただきたいんです。

もう一つ。阪南大学の桜田先生が、カジノの収益の計画の根拠ということで、カジノ納付金が740億円。これで15%で割り戻すとGGR、カジノの粗利益・粗収入になりますが、これが4933億円だという数字がはじき出される根拠はどこにあるのか質問されています。審査委員会はちゃんと適正に調べたのか、どうでしょうか?

◆〇〇: はい、ええと3番とか4番とかも、関係してるかと思うんですけども、推計に関して、ここで審査結果報告書で書かれている通り、審査委員会からはいろんな意見が出ているということも事実でございます。まず、端的にどういう推計方法をやっているのかってところは審査委員会の方からも質問もありまして…。

●山川: 大阪府に質問があった?

◆〇〇: 委員会の中で、こういうところが確認する必要があるんじゃないかというような議論がありまして、それをもとに大阪府に対して質問とかやり取りはやっているところでございます。

●鳥畑: 日本のIRってというのは、やっぱり巨大な投資で発揮する経済効果で、賭博を免除すると。それでその巨大な投資を支えるのが、カジノの儲けである。というふうことなので、カジノの収益力をいかに正確に評価するかっていうのは要中の要だと思うんですね。

これまで各地域のじゃあどれぐらいお客が来てどれぐらいカジノで稼げるんだっという推計方法は大体ふたパターンあって、一つは真面目に…よね。あの地域人口でどれぐらいして、一人当たり消費はどれぐらいやって積み上げていく。これは真面目に計算するとカジノってあんまり儲からないんですね。ところがもう一方は、大阪とか横浜は巨大な投資をペイするためには、いくらカジノで稼がないといけないか、ということで結構一桁多いカジノの儲けってのを推計で出してくる。ですよ。

それで、大阪はこの間、もうそのやり方なんです。要するにシンガポールでこれからきて、これがあるからこの数字を大阪で良くすれば、これぐらい稼げるんじゃないかと。その前提ってというのはマカオ並みに日本でも儲かるんじゃないかという推計でこの間きてたと思うんです。

それでお聞きしたいのは、じゃあMGMが、大阪IRでこれぐらい稼げますよって推計値を出してきた。じゃあ彼らMGMがラス



ベガスとかマカオで具体的にどれぐらい稼げているんですか？

アメリカのラスベガスっていうのはアメリカの中で一番収益力高いところですけども、MGMのスロット1台当たり、テーブル1台あたりどれぐらい稼いでるかという数字は出るんですよ。2019年コロナ以前で言えば、大阪の規模に当てはめると13億ドルぐらいにしかならないんですよ。去年はアメリカ、かなり過去最高までカジノ収益が戻って来たんですよ。MGMも過去最高なんですけれども、それでも22億ドルぐらいなんです。マカオもスロット一台当たり、テーブル1台当たりいくら稼げるかっていう数字は出るんですよ。去年、マカオ全体で…〇〇〇6(?)億ドルぐらいなんです。今年はずっと戻ってますよ。そういう状況を分析されているのか、なぜそういう状況になっているか。

去年この間に参加した時に嶋田さんは、アフターコロナでこれからはぐっと回復するよっていうね。大阪IRもオープンするのはいつですか？2030年、その頃にはもう普通に戻ってますよ、みたいな話をされたんですけども、昨年マカオでカジノ法が改正されて、ジャンケット規制強化されて、かなり市場改革行われました。それで、その前の段階の改定で、中国が刑法を変えて国境越えて組織的に海外にギャンブルに連れて行くことは刑法上、犯罪組織として明確化したっていうのは、委員会とかで議論されたんですか？その結果マカオは昨年ゼロコロナ政策もう終わりました。私、この3月にマカオに行ってきましたけども、かなり客は戻ってきました。でもVIPは全然戻ってなくて、やっぱり一番新しい統計で、5月の統計でもまだ2019年期の4割減ぐらいっていうしか戻っていない。MGMチャイムの数字を見ても、もうVIPはがた減り状態なんです。だから、そういう状況で大きくアジアの過剰資力が変わっていて、中国のギャンブラーが日本に来てくれて金を落とせるっていう前提条件が変わっているとしか思えないですが、そういう見込みっていうのはしっかり審査委員会で議論されたのかどうか、どうなんでしょう？

- ◆〇〇:ご質問ありがとうございます。まず、大阪の方がMGMに言われた売上っていうところをベースに、推計を組み立てているっていうようなご指摘・ご質問があったかと思うんですけども、我々はそういった認識には立っていません。売り上げは何か最初に設定した上で、そこから逆算的に推計をしているとは考えてないです。それは、区域整備計画の中でも、推計方法というものを提示していますので、そのやり方によってやられているというふうに我々は理解しているということです。

海外のカジノの状況ということも、ご指摘いただきまして、それは我々も日々データ収集というのをしまして、ランドカジノとかも、今ラスベガスの方でもかなり回復基調にあるっていうところは、我々もデータ収集、日々のデータ収集の中で感じている部分もございますので、だから安心だとかっていうふうに申し上げるつもりはないです。

けれども、一つそういう海外がどういうIRですね、どういう回復状況なのかっていうのは日々ウオッチしておりますし、そういった形の中で大阪に努力を求めているのかっていうところを色々検討していたというのがありますね、審査委員会の中で。

今回、国土交通大臣の条件、付した条件という形になってますけど、やっぱり審査員の方からも外訪者っていうものをしっかり計画どおりに達成するようになってところの意見はありましたので、そういったところもあって今回その推計っていうところも条件の中で付しているということでございます。全く何かその海外の状況を見ないとか、そういうわけではないですね、はい。

- 大石:ちょっと今の…。

- 鳥畑:いやいや、あの今、あの維新の馬場が国会でね。質問して、再度国土大臣が海外のカジノ市場急回復しますので、みたいな回答されたんですよ。今、ラスベガスでのランドベースが回復してるって言われましたけども、アメリカ…ステッカーマニュアルレポートがありますけどね。最新版で見ても客足は戻ってませんよね。一人当たりの消費額が増えていると、同時にオンラインの売り上げが急激に増えている、ということで、州によっては、ラウンドは減ってるけども、オンラインが増えるから全体で増えているのに。それから大臣はシンガポールも急速に回復してますっておっしゃられておりました。シンガポール調べましたけども、中国客がら減りですよ。つまりマレーシアとかインドネシアとかその周辺国から増えていて、要するにシンガポールもマカオも脱中国ギャンブラーが急速に進んでいて。それでマカオは日本人をターゲットにして外国客を呼ぶということで、今後十年間で2兆円の投資計画を6つのカジノ事業者が行っているわけですよ。

私も今年の3月、マカオのコタイに行ってきたんですけども、6つの巨大なカジノ事業所が競い合っていて、あそこ今後十年間で2兆円の投資で、いわゆる本当の統合型リゾートの開発が進んでいく。で、終わる頃に日本で大阪IRがオープンする。いや、これで戦えますかって？思うんですけどね。少なくともこれ商売としてやっていけるんですかっていうのは、どっかでしっかりチェックしないとまずいだろう。

- 山川:それについてチェックはあるのかっていうのを今、会場の方から聞かれていますので、一言だけ言ってください。チェックはどうですか？今の鳥畑さんのことに対して。

◆〇〇:あ、はい、あっ、それチェックという点では、それはもう当然チェックして行きます。

●大石:ちょっと待って。フィードバックはない?やばいになってしまったときの計画を見直すとかのフィードバックはない?

◆〇〇:申し訳ございません。中国の来訪者数のところの言及があったかと思いますがけれども、それは確かにあの大阪の方も中国にっていうところの来訪者の減少ですとか、そういったところは何ていうんですかね。一つ論点として持っているところがございますので、当然、申請者のIR事業者を含めて中国のリスクっていうところは感じながら計画を立てている。我々もそのように認識しているところでございます。

●大石:今のところ問題がないから進めてよいというような、そこまで行ってないっていうことですかね。

◆〇〇:そうでございます。はい。

●小山:今の、大阪カジノに来る外国客の計算方法についての質問です。去年4月の大阪の出した区域整備計画の中で、まさにこの点についてこう書いてあるんです。既存の日本観光局や大阪観光局のデータによる日本訪日外国人旅行客に訪問率を設定して…訪問率は海外のIRを参考に設定したと。それで、この訪問率は調べてもわからなかったのを教えて欲しいです。例えばシンガポールだったら、シンガポールにきた外国人のうち38%がIRに行くというふうになっているんですよ。大阪府の資料・2016年のIR計画の中で出てきた。これがもし未だに生きているとすれば、ほんまに大阪に来た人の38%の人がIRに来ると思ってるかどうか。こんなバカな話じゃないと信じたいけども、もしかしてそれが根拠だっていうことでしょうか?

もう一つ、2019年の大阪の観光客を呼び込む取り組みとか見込みとして、こう出ているんです。訪日外国客旅行客数を、観光省ですかね、2020年には4000万人、2030年には6000万人という目標を掲げていると。この目標に沿った数字が、大阪にもこのうちの約38%、いや39%が来るってところが大阪のベースになっているんじゃないかと言う疑問です。もしそうだとすると、とんでもない架空の想定に基づいた数字になっているんじゃないかという質問です。ちょっと詳しいこと分らなかったのを教えてください。

◆嶋田:ご質問ありがとうございます。まず訪問率のところは、我々が認知しているかどうかでいうと認知しているんですけども、ちょっとそこは事業者のノウハウのところもあるので、今この場でどうこうっていうところはちょっと申し上げられないのはございます。ただ、その訪問率が、まあえっと、またじゃあ、例えば他のIRと比べてどうなのかですとか、そういったところで十分に説明を今十分尽くしている状況なのかっていうのはそれは審査の中でもこれまで確認してきているところでございます、はい。

●小山:確認の中身は何を確認して?

◆福田:まあ、訪問率もそうですけど、要はどういう推計方法で、どういうその、ええ、まあ何て言えばいいでしょうか。その訪問率ですとか、あと審査結果報告書の中でも「カジノ性向」っていう言葉を使わせていただいておりますけれども、そういったところの数値っていうもの、そういったところを確認しているところでございます。

●山川:質問3.の項目の根拠にしている報告書の17から18ページに書いてあることで。さっき鳥羽さんがおっしゃったことと関係するんですけど、大阪のIRを「世界的な規模で見た場合に、大阪が有する相対的な競争力の織り込みについてはほとんど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける(面がある)」と書いてある。これ審査委員会の報告書に書いてるんですよ。つまり、国際的な競争力っていうことの中で、例えば東南アジアにそういった大きなIRができた時に、相対的な競争力の折り込みについて考えてないじゃないのか、分析もしてないじゃないのか。それで妥当性があるのかっていうことを、材料が、推計値が欠けてます、とまで書いているわけです。

さっき福田さんがそういったものについては、ちゃんと見ていくっていうことをおっしゃったけど、そもそもそれが出来ていないっていうことが書いてあるじゃないですか。

それから、先ほど桜田さんの質問に触れましたが、開業3年目で1900万人が来るっていうふう言われてるけど、「細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている」って書いてある(会場から:「目標値でしょうこれ」の声)。意欲的な数字を根拠にして、2000万人来て5200億円が入るなん



てことを言われたら、僕たちたまったもんじゃないんですよ。さらに「今後は、前述した観点を踏まえた手法での推計値の精緻化」、つまり推計値が問題になってますけど、それが38か39か分かりませんが、それ、言えないとおっしゃったけれど、少なくとも審査委員会は「精緻化を求め、判断力に妥当しうような」推計値を出しなさいと言っているわけです。

さらに言うと、シンガポールと比較しても、「IR区域内の旅行消費額は6600億円と見込まれており、シンガポールIRと比較しても大きな数値」なんだと(書いてある)。これは「意欲的な来

訪者数が推計根拠となっている ため、実際には下振れする懸念がある」(書いてある)。こんなこと僕が書きたいことですよ。

審査委員会が書いて、どうしてこの根幹をなす経営ができるなんて判断されたのか、どうしても分からない。これはね、最初に聞いた要求基準として、大阪が出した区域整備計画が適用されるかどうかの問題に関係するじゃないですか。賭博って問題についての違法性の阻却の問題も含めて、住民福祉にどう資するかっていう根幹の問題に入る。ここまで(報告書に)書いてあるものが3番、4番ということについては重要で、収入があるってことを言い切っておられることについて、分からないんですよ。もし収入が(予測通り)入らなかったらどうなります？仮定の話だからできないって言われるかもしれないけれども、その場合は取り消すってことで終わっても、僕ら被害を受けるんですよ。どうでしょう？

◆**福田**:ありがとうございます。ほんと、推計に関しては、審査結果報告書に書かれている通り色々な意見が出ている。

●**山川**:いや、色々じゃない。これは、さっきも言ったけど、「希望的な数字」じゃないとか、それから「推計値の精緻化を求めるとか」、「実際には下振れする懸念がある」って、そう書いてあるわけですよ。

◆**福田**:はい、そのように書いております。はい。

●**山川**:なんでこんなんで60点…600点取れたんですか？

◆**福田**:点数のところは確かにですね、えーっと、少々お待ちください。

●**山川**:けど、これ書いてあること、自身を皆さん…。

●**大石**:一旦、言ってもらってもいいですか？

◆**福田**:はい、はい、はい。観光への効果っていうところで行くと、50点満点中29.3点と言うところでございますので、まあそれは確かにその点数に審査員の意見が確かに点数にも現れているかなというのは、私が審査員に一人ひとりに聞いたわけじゃないですけど、まあそういう風に見られてもしょうがない部分なのかなと思います。

ただ、推計に関して手堅い一面もあるっていうような、そういう評価も審査結果報告書中では出てます。例えば外訪者数の推計の中でも、MGMの方が実績あるとされる手法に従って、「(国内利用者、訪日外国人といった)セグメント別に推計する」ですとか、そういうところの書きぶりもなされておりますし、既存の観光統計とかを使いながら、推計している部分もありますので、そういうところを一定ですね、まあ、実績ある手法に従って推計しようとしている。そこはすべてが、なんて言うか全部駄目ですというふうに言われているわけではないと理解しています。

●**小山**:一番大事な部分が…(抜けて?)るんですよ、一番重要な。

◆**福田**:そのまさにご質問いただいているパラメーターの数値ですとか、そういうところになってくると思うんですけども、そこが何かあの何て言うんですかね。この審査結果報告書で何パーセントだとか、ちょっと書ききれてない、書けないのはちょっとご理解頂きたいんですけども。で、我々が回答させていただきました通りやっぱりその、もちろん推計値っていうものは見なければならぬので、もちろん見ましたし、これからも条件の中で付しているのを確認して行く。もうこれもこのスタンスも変わらないものと思っております。

ただ、その、もちろんその推計の数値だけじゃなくて、そこに立っていく、どういうふうプロモーションして行くのかっていうところも合わせて重要な部分だと考えております。はい、以上です。

●**大石**:いや、ちょっと苦しいんじゃないですかね。これ、法律で賭博が合法化される根拠の部分ですので。一番しっかり見ないといけないのに。まあ条件のところでも、そこをこういうふうに出すようになっていう確実に担保するようなものになっていないので、非常に残念だと思うんですね。いまでも我々としても、これはヤバイっていうか、もう入ってますもんね。それで、その言い訳ぐらいしないと、もうどうしようもない中身だと思うので、その報告書にも敢えてそういうふう書かれていると思うんです。

なので、今、推計値を見るって、だから条件に確認していくって一旦…(言われたの?)ですけど。もうちょっと詳しく、どう確認していき、違うとなった時に、それをフィードバックするのか、そこまで答えていただかないと、これは非常に法律の根幹を成すところですので、お願いします。

◆**福田**:条件に付している内容一つ一つを具体的に今どのような形でフォローして行くのかってところまでは、正直、これから検討してまいりますけれども、ただ今、審査委員会の方で大阪が有する他のIRとの競合ですとか、そういうところの盛り込みですとか、そういう意見が出て、頂いて(?)推計値の精緻化を求めるといようなところも出てますので。

じゃあ、どうい、今、大阪の区域整備計画のその数値っていうものが、今後情勢とかも変わっていく中で、どのようにより堅いものになって行くのかどうかってところですね、そこを確認していくんだと思っています。

●**大石**:見張っても、その、例えば推計値を数値化したり、日々ご覧になっているその海外のカジノの調整いうのを、いくらモニタリングだけでも…。それで、大阪の方がそれはダメだと、確実に下振れするってなった時に、何らかのフィードバックがないと何の価値もありませんので、そのことをどうするんですか?って、言っているんです。

フィードバックはするんですよね。

- ◆**福田**: 推計の今後の見直しとかの中でのフォローアップっていうのは、そこはまた審査委員会に意見聞きながらっていうのはと思いますけれども、「下振れした場合」っていうところが大丈夫なのかっていうのは、それはまた財務の安定性のところで確認して行く形になると思っています。
- 大石**: 府民としては、その割に合わない投資をして公金(投入)で大損するんじゃないのかと言っていて。でそれに対して推計値とか…は求めるとおっしゃってるんで、それは何のためかという、その見合わないものを勝手につくって大損するってことをさせない責任が国にあるわけで、そこをどうしますか?っていうので、ちょっとそこに対して「なんとかします」って答えてもらわなきゃ、少なくともやめろよっていうもうこの報告書の結果としても、数値化されてないって書いちゃってますので、そのどう売上を担保する責任を持っているのですか?どうフィードバックするのですか?っていう、これは法律の正当性にも関わることですので。
- ◆**福田**: えっと、はい、ご指摘の通り、なんというか売上げが全く見合わないかになってIRが作られないとなると、我々政府戦略、観光戦略目標に立っているのを立ち上げていて。で、そこへの寄与っていうところも当然見ておりますので、その観点で、その観点だけじゃないんですけど、営業が立ち行かなくならないように、それは実施協定とかでもなくて、今後のその事業の毎年度の計画の確認プロセスもありますので、そういった中で担保して行くんだと思っています。
- 鳥畑**: 時間もありませんが、ちょっと今なんか微妙な話になりかかっているので一言。もともとこの話は、もう外国人専用でやるべきじゃないかと。つまりカジノというもの、一種の異質産業として捉えた場合には、外国人専用でやるべきですよね。それだったらシンガポールとかマカオみたいに成長戦略として機能すると思うんですよ。
ところが今は、ほとんど外国客はもうターゲットになり得ない、もう日本マーケットで稼ぐしかないよといった時に、下振れリスクを回避するために収益力あげましょうとなると、逆に日本人をどうギャンブル好きにしてポツタくるみたいな話になっていく。
これで一言言っておきたいのは、4月にイギリスで新しくカジノ規制法を改正するホワイトペーパーというのが出まして、イギリスは2004年にカジノ法を変えて、かなり規制緩和をしたんですよね。それ以降、ものすごくギャンブル依存症が増えた、オンラインギャンブルが非常に広がった。なんとかしなければということで、スタートでこれを何とかしないといけないということで、この間、いろんな調査が行われてきて、大量の調査書類なんかも出て、ホワイトペーパーがまとまって。それを見て私もびっくりしたのは、要するにこの間、カジノっていうのは依存症状態に追い込まれた一握りの人たちからほとんどの収益をポツタくるビジネスよっていう風に言ってたんですけども、そこを裏付ける具体的なデータがボロボロ出てきたんです。つまり、カジノ客の1割ぐらいが儲けの6割7割を提供しているとか。そうすると、いやいや、日本で巨大な投資をペイするために、カジノの収益をあげましょうと、儲けとして採算取れるようにしましょうといった時に、イギリスで何したかっていうと、オンラインだったら個人情報わかりますよね。で、カード…もわかりますよね。で、個人ごとにプロファイリングをして、それで180幾つかの個人情報の特性でプロファイリングを作って、その人をターゲットにして、どういう、こういうカジノの特性を持っているか、性格を持っているか、金の使い方しているかわかって、カジノが好きな人・ギャンブルが好きな人が全部そこにいろんなボーナスの誘いだとか、いろんなギャンブルの誘いだとか、ターゲットに集中して、もうどんどん依存症状態に誘導して行ってポツテルっていうのは、もう具体的なデータ数字で、そしてボロボロ出てきた。
そうすると、今の話は逆に聞いているとね、そういう方向で「日本のカジノ企業、MGM頑張れ」みたいになったら困るので、どっちに転んでも、もう外国客では稼げないなら、もうやめたほうがいいですよ。
- ◆**福田**: はい、あの…。
- 山川**: 「はい」、で終わって欲しかった。
- ◆**福田**: …、確かにご存知かもしれないですけど、区域整備計画の中では日本人割合と外国人割合っていうのは14対6ぐらいだったと思っています。日本人来訪者の方が多い計画になっているのはあります。なので、我々も条件の中で、特に外国人来訪者に向けたプロモーションというところを(条件)付けているっていうのはありますけれども、ギャンブル、法律作る過程でさまざまな議論があったと理解しています。で、そのギャンブル依存を対策するための、やっぱりまず法律上の措置というものをしっかり定めて、そこに対してカジノ免許っていうところもしっかり、区域整備計画の認定とは違うまた一つの行政行為というものを設けている。
まあ、そういった形で、国内で初めて認定された計画・IRっていうのでございますので、何か我々も我々の部署の方ですね、過去の実績をもとにこうできるとかってわけじゃないですが、我々もこれからしっかり実施状況評価を見ていかなければならない。もちろんカジノ管理委員会、初の免許に付与の作業になると思いますので、膨大なルールの中でやって行くと思いますけれども、ご指摘の通りの点については当然、我々も気をつけなければならぬこと事項だと、それは当然、理解しております。
- 山川**: 時間が押していますが、どうしても聞きたい回答があります。5の質問は非常に重要なポイント(7つの条件の

4)です。報告書の22～23ページの「防災・減災」に、はっきり「夢洲は主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地である」と書いてある。これが大きな問題になっているわけです。最初、大阪府市、IR推進局も建設局も港湾局も、「液状化も起こらない」とまで言っていた。調査(結果)も変わってきた。

審査委員会の中にも(地盤・)土地問題関係者を後からオブザーバーとして入り意見も書かれていると思いますが、その中で工期とか、それから工法ってということについて、未だははっきりされていない。日本で今、支持基盤そのものが沈んでいくもの上に、長期的な(重量)構造物を立てるとか、(地下)80mまで(杭を打つ)ことについて、本当にこれ可能なんだろうか？ 辺野古のと同じようなことが行われようとしているというが、国はちゃんと工事実績を見て判断し、オッケーだと言っておられるのか聞きたい。夢洲と咲州を通すトンネルが6月2日に、雨が降り冠水して通行止めになったことを知ってますか。命のに関わる問題、どうなんだろうか？

また「工期が遅れが生じた場合は、大阪と市との連携に関しては後発事由発生の際の諸費用分の分担を含め、IR事業者として構成員および、大阪府市と円滑な意思疎通合意形成のもと、着実な対応を求める」って書いてある。今でも、IRには一円も(税金)使わないって言った前市長とか、(土壌改良で)税金を投入、798億円。さらに(税金じゃない)公金だということ、大阪の港会計事業で起債させ返済は2076年なんですよ。これ、「金がかかるとかかもしれないよ」って、「その時にうまい具合にやりなさいよ」って書いてあるわけでしょ？ だからこんな不安なまま、こういうものを認定されるのは、僕たちは困ると。文書(回答)があったら欲しいんですが、口頭でどういうふうに考えておられるのか聞きたい。

◆**福田**: ご質問ありがとうございます。まず5番の回答について、ちょっと回答が遅れてしまいましたこと改めまして、お詫び申し上げます。まず工法のことでも色々なご質問の論点あったかと思うんですが。まず工法の80メートルというところの杭の部分につきましては大阪府の咲洲庁舎ですね、事例が65メートルの杭を打っているで、それもあの第二天満層だったと理解してますけれども、その事例があると理解してます。確かに65.8メートルじゃないんじゃないかというふうに言われてしまうかもしれないんですけども、ほぼほぼ同じ程度の国の事例があるというのは、我々事実として確認しております。

また、最後にご質問いただいている工期が遅れた場合は、後発事由の発生の際の費用の分担ですけども、確かにどういう事象が生じた場合にどういう費用負担になるのかってところは、我々まだ受け取っていないんですけども、実施協定の中に記載がなされていくのか。今、現状我々も地盤沈下について一定ですね、どういう費用負担になっているのかってところは把握しておりますので、当然、まあ、IR事業がまあそもそも実施、ええ何ですかね、継続的に実施されていくってところの観点で費用負担のあり方ってところは確認して、これからも実施協定ですとか、そういった中でも確認していくということで考えております。

●**山川**: 単純に聞くけど、65m、80m が同じ程度なんて、そんなばかなこと言わないでほしいんですよ。僕は80m以上に杭を打ち込むと、しかも一本8000万円から1億円って言われたものをね、何本打つかもわからないっていうのは、そんな工事でやっていくってことの実例があるのかって、聞いてるんです。

◆**福田**: あの、私が言ったというか、あの、ええ第二天満層を支持層として建物を建てている事例があるので、そこは一つ事例として、要はそれすらも無い場合は、じゃあそもそも第二天満層が支持層として機能するのかって話になると思いますので、そういった事例はあるんだと。そういった趣旨で申し上げたところでございます。

●**山川**: だからそれで充分だっというぐらいに、考えてるとか…いいです。

◆**福田**: あ、この事例があるから、この方法はあの全く問題ないかって、そういうあの言い方をしたいわけではないです。

●**山川**: 今、それ自身が大きな問題になってね。で重要構造物を建てることできないだろうということが設計変更まで始まってきてるわけです。2019年に出されたものから考えてみても。そうすると第二天満層まで打ち込んでから大丈夫だっということについて、審査委員のオブザーバーで入られた3名の土木土地問題の権威の方はですよ、そのことについて問題を呈したからこういう報告書が出たんだと、そう理解しているんです。福田さんの話を聞いてると、そういうこともあるから、いいんだっというぐらいしか聞こえない。

これ問題点として捉えているということなのか、違うのかをはっきり言っていただきたい。工法も工法上の問題も定まっていないとか、これらの予算にもかかります。はっきりしないと、本来は計画にゴーサイン出せないと思う。「そういう例もある」ってことじゃなくて、国はもう評価を出したわけです。評価を出したのであれば、そのことに問題ないと責任を持っていたらいいかと聞いてるんです。報告書全て読むと両論併記なんです。さっき言ったけれど、推計値の出し方についても「いいところもある」「悪いところもある」と。工法についても同じようなことが書いてある。認定をしたということによって国が責任持つんだから、例えば今回の土地問題、防災問題、建物の崩壊問題、いろんなことが起きたときに認定した国は、そのことについて責任を持てるのか。これ、福島原発と同じような内容になるかと思うんです。認定をした、免許を認可した、これ国ですよ。その責任も今回の認定と今後の認可に含まれていますか？そこを答えてください。

◆**福田**: 責任というところで行きますと、認定する際に我々が出ていたデータの下ですね、我々認定していますので、当然、法律上の措置、必要な指示ですとか報告…(?…?)…でもございますので、まあそういったものをどう使っていくかというのがあると思うんですけども、我々認定した責任もあるからこそ、この別紙というところで、条件というものを付しておりますので、自分たちがつけた条件なので、それはしっかり確認していかなきゃならないと思っています。

●**山川**: ありがとうございます。つまりね、もしこういうことが起きて、防災の問題でも、それから建物を使えなくなるような状態が、南海トラフ(大地震)、国土交通省自身が「地震が起きる」とはっきり言ってますんでね、この30年のうちに。そういうことになった時に、命が奪われたり、財産が奪われた場合、国を相手の損害訴訟ということが、例えば出た時に今の論理で言えば責任を持つっていうぐらいおっしゃったというふうに僕は理解するんですけど、そこまで突き詰めて責任持っていただけますか？

◆**福田**: その賠償…、その請求とかって言われると、今この瞬間でっていうのはありますので、予断を持ってお答えするのはなかなか難しいですけども、少なくともこの、我々、地盤沈下とかっていうところは問題視したからこそ、オブザーバーとして有識者の方に入っていただきましたし、その方々と審査員の中でしっかり議論して、両論併記と言われた部分ございますけれども、地盤沈下という問題に我々としてどういう評価になるのか、それが今の審査結果報告書に書き表されている内容と思っております。

国土交通省としても継続的にその沈下量の継続のモニタリングですとか、想定上の沈下に対する対応というのをしっかり考えておくようにというところを付しているところでございますので。

●**金光**: 私、あの夢洲の近くの此花区の住民なんですけども。阪神淡路大震災の時、此花区は大変な被害を受けているんです。地盤は非常に弱いところなんです私全部調べたんですけど、今でも地盤沈下してるんですよ。工業用地下水汲み上げは終わってるんですけどもね。そういう土地です。2030年に環境目標ですか、言ってますけど、もう一つ目標ということありますよね、国。2030年、後ろに貼ってるんですけど。SDGsの目標、誰一人取り残されることのない、ということですけども、カジノは全く反対ですよ。私、カジノ、IR関係の企業全部ホームページで調べたんですよ。…SDGsにどう取り組んでいるか。カジノ業者だけは一切書いていません。書けないんですよ。全く反するものなんですよ。同じ2030年の目標、なんですよ。達成するつもりなのかどうなんか知らないんですけど。で、外国客を呼びこまないといけない、そのためにプロモーションしなあとおっしゃいましたけど、どのようにプロモーションされるんですか？実際に、私はそこに行きましたけど、ヒ素やらいろんなものが出るって書いてあるんですよ、もう。そこに立て看板が。「危険物」って書いたトラックも走ってるんですよ、そういう危険物を動かしているのを近所で見てるんですよ。

そこに、地盤悪いんですよ、危険物あるんですよ。台風が来たえらいことになりますよ。そこに「どうぞ来てください」っておっしゃるんですか、外国の方に。その方への補償をどうするんですか、っていうのを聞きたいです。国内客はもちろんですけど、外国からそういうふうな訴訟があったらどうするんですか？

◆**福田**: まず此花区のご住人ということで、問題点があるというのはもう重々承知しております。大阪にIRっていうのは、SDGsのところもご質問がございましたけれども、計画の中もこれから我々も確認しますが、計画の中でやっぱりその「エスディージーズに達成に資するIR目指す」っていうのが書かれておりますので、そういう点、環境の点もですね。

その、鉛・フッ素っていうところがある。まあ、これは審査委員会の中でも議論になっている話でございますので、それについても法令上の舗装ですとか、盛り土っていうところをやっていく、そういったところを確認しておりますので、そういったところをしっかりと我々も審査した上でええ見ておりますので、はい。

あと訪日外国人へのプロモーションというところでございますけれども、そこは、IRっていう中に必須の要件として、魅力増進施設というものを作る形になっております。これは日本の魅力をですね、海外の方に対して発信して行くための施設という形になっておりますので、そういった、大阪が持っている魅力ですとか、日本が持っている魅力っていうところをですね、しっかりそういった施設を通じて発信して行ってほしい。我々も確認して行きたいと思っております。

●**山川**: まあ、ちょっと心が伝わってない回答だったかなと。大阪の魅力はねIRを作るんじゃないなくても大阪の下町の人情の中にありますよ。そういうところに外国の方に来ていただいて、喜んでいただいていますから、作り物のIRで日本を表現したって来ません。

重要な点で一つお聞きしたいんですが、請願項目の3に、「実施協定の締結における国土交通大臣の認可をしないこと」って書かせてもらったんですね。つまりカジノ開業が2030年頃になるんじゃないかと。それで手続きのことはお伺いしたいんです。区域整備計画の認定行為がおこなわれ、今その段階で今度は実施協定が締結され認可されるかどうかという中で、今この話し合いを持たせてもらってます。その時、国土交通大臣の認可によって、実施協定の締結っていうところで国の関与があると理解してるんです。これ国は、何を認定、認可

するということになるんですか？実施協定の中身に審査委員会は関連してくるのかどうか。あとカジノ管理委員会の運営の免許の付与ってことはどう関連するのか、教えて欲しい。

◆〇〇:ご質問ありがとうございます。実施協定のまずカジノ免許と実施協定の締結という手続きのふどう((順)不同?)と言う意味では、法律上は前後関係という意味では特に決まっています。どちらが先でも可能ではございます。通常で実施協定の方が先になる可能性は高い。

その上で実施協定の認可の内容でございますが、こちら法律13条を見ていただければ載っております。こちらに実施協定の認可の基準がございまして、都道府県の事業者が協定を締結いただきますので、国としてはその締結するということを認可することになります。

●大石:こういう状況なら認可できない、っていうのがあるのかということはどこかに記載されてるんですか？こういう必要条件だったり。

◆〇〇:基準が法律で、さらに基本方針にですね、認可の基準が載っておりますので、我々はその基準を満たしているというのかを…。

●山川:基本方針のどこに載っています？

◆福田:はい、お待たせしました。基本方針の35ページ。実施協定の締結という8番、実施協定締結というのがございます。で、ここから以下ですね、こういうことを実施協定に書くこと、これを求める、これを求める、っていうのがずら一と書いてございます。

●山川:確認ですけれども、13条に示している「速やかに実施協定、これを締結しなければならない」という項目の1、2、3、4、5、6、7って書いてあるそのことを最初に言われたのは指してますよね。で、もう一つの基本方針35ページの8に書いてある実施協定の締結以降、以下のことが書いてあると。

◆〇〇:はい。これを詳しく、基本方針に書いてある、と。

●山川:そうしたものを満たした実施協定であるかどうかの審査は、これはどなたが、どう、行うことになりますか？

◆〇〇:はい、法律に書いてございます。「国土交通大臣の認可」となっていますので、国交省で審査します。

●山川:それは具体的には審査委員会を経るのですか？それとも審査委員会に送る前に皆さんが、事務方が(要求基準を)満たしてるかどうかやってやったように、皆さんがそうしたことをやって国土交通大臣っていうことになるのか？審査委員会は関連するのか？

◆〇〇:法律上は、あくまであの国交大臣の認可となっております、こちらの基本的に事務局、我々観光庁で、基本的に見ることになると思います。審査委員会の関与については、現時点で確定してるものは特にございません。

●山川:そうすると皆さんが見ると。審査委員会とは違うということですね。

◆〇〇:基本的に官公庁、我々ってことになっています。

●山川:それに関係する時期ということについて何かありますか？実施協定が締結されたときには、国土交通大臣が結局、認可をしないと実施協定締結ということにはならないわけですよ、これ？理解の仕方と言えば。実施協定は大阪府と、IR株式会社様が締結するけれども、その締結が有効とされるためには国土交通大臣の認可が必要だ、ということの理解でよろしいですか？

◆〇〇:おっしゃる通りでございます。

●大石:今、時期を聞いてたと思うんですけど、大体のスケジュール想定はいつですか？

◆〇〇:現在、大阪さんの方で作成中ということ聞いておりまして、こちらまだ我々の方に申請が上がっておりませんので、大阪さんの方で準備中という状況です。

●大石:許可の…(?)…のことに関しても同じように聞かれます。それとも？何時までですか？

(1時間の世手が90分。時間切れ)

●山川:これで終わってくださいって言われたので。30分以上オーバーしたのでこれで終わなければいけないわけですが、大石さんと鳥畑さん一言ずつだけ。

●大石:引き続き大石事務でもヒアリング等々をして行きたいと思っておりますので、ご協力お願いします。

●鳥畑:私が先月、カジノ事業者の、大手カジノ事業者の元従業員の話を間接的に聞いたんですけどね。こう言ってるよ。「私も悪魔の手先だった」ってね。いや、本当にこの現場にいて、どういう風にしてお客さんを負けさせて、追い込んでいくかを目の当たりに見て、その人たちの負けで自分は高給をもらっていたという体験を話されてきていてっていうね。そういうものを日本で呼び込もうとしてるんだよってこと。

●山川:今日は大石議員の方で(観光庁との)間をとっていただき、事前の文書回答もいただきました。ありがとうございました。カジノの問題ということについては、特に日本で初めてで、国土交通省の方としても成功させなければいけないという考えの中から、厳しい認定・認可など考えられると思うんですが、やはり現場の(協力や)住民合意のないような、カジノ・IRっていうのは必ず失敗すると考えております。そういう点で国の責任ということにお

いては、実施協定の内容などについて厳しく審査をしていただきたい。

それから住民の声を大阪府市に聞けというだけでなく、認定をする国の方にもしっかり聞いていただきたいと思えます。これからもこうした場を作っていただきながら、内容をまた質問させていただくかと思えます。本日はありがとうございました。

- 大石:ありがとうございました。その上で、ホームページにカジノ審査委員会の議事録をすぐに出すって書いたのに、まだ出てないんですけど、いつ出していただけますか？
- ◆〇〇:準備中です。近々。
- 大石:近々準備中？速やかになって書いてあるんですけど、3月から言ってるんですけど。お願いします。
- 山川:僕らも見たいです。ずっと非公開だったので。
- 大石:見たいというより、出すって言ってるんだから出さないとダメ。どうなっているのかと。
- 森:(最後に参加者から一言)私、大阪市民ですけども、「双方向の…行う」って書いてあるところ。地元で、維新の議員に「地盤沈下が心配だ」と言ったら、その維新の議員は「地盤沈下はない！」って言って、蹴ったりとかして。ましてや、その「双方向の場を設けましょう」ということを一切何も市民に計画を言われてないんです。そういう状況になってるって知っておいて、是非(そういう場をつくるように)していただきたい。
…(?)受けてそのようにやります。はいけど、その結果されてないってことをぜひ知って。いただきたいと思ひまして…(?)
- ◆〇〇:ありがとうございます。そういう状況あるとういことで…ありがとうございます。
- 山川:一回、大阪に来てください。どうも今日は長時間、ありがとうございました。大石議員、鳥羽先生、ありがとうございました。(会場:拍手・終了。以上)

4. 資料

(1)6月23日、請願書(質問事項)全文

2023年6月1日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
国土交通大臣 斎藤鉄夫 様

カジノ問題相談会 担当:山川よしやす
〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番2-103
電話:090-8536-3170
メール:yama09085363170@gmail.com

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の 「認定」を直ちに取消すことを求める請願書

【請願趣旨】

2023年4月14日、岸田内閣、斎藤国土交通大臣は、特定複合観光施設区域整備法に基づき「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下、「区域整備計画」)」の審査を終え、これを「認定」し、7つの条件を付して公示した。

同時に明らかにされた、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備に関する計画」審査結果報告書(以下、「報告書」)によれば、1000点満点で合格ラインとなる評価点は600点。そして審査結果は657.9点という低水準であり、「要求基準」を満たす「認定」内容も不明という酷い内容である。25の評価項目のうち得点率60%以下は6項目に及び、うち50%台は、「【14】カジノ施設のデザイン 【17】観光への効果 【23】地域との良好な関係構築のための取組」の3項目も存在する。

私たちは、「区域整備計画」この「認定」を認めることは出来ない。

国による「認定」は、4月9日の大阪府知事選挙、大阪市長選で大阪維新の会の吉村氏と横山氏の当選、また大阪府市議会選挙での維新過半数という選挙結果の直後に突如として公表された。認定審査は及第点を超えることを前提に、「評価点」と「課題」を併記して国の責任を回避し、恣意的に「評価項目」の一部を減点した羅列でしかないことが「報告書」から読み取れる。「及第点ありき」の政治的、恣意的判断が働いている代物である。

「認定」するうえで、「審査委員会の意見の反映」「地盤沈下・液状化・土壌汚染」「地域との十分な双方向の対話と良好な関係構築」「依存防止対策」など7つの条件が付され、「報告書」には多くの問題点が記載されている。「高い

国際競争力・独自性」は否定され、「地盤沈下」を認識しつつその対策を矮小化し、南海トラフ地震など防災・避難対策の環ともいえる交通利便性さえ現計画の「乏しさ」に解消した。人命を軽んじている。

看過できないのは、経済効果の前提とされる2000万人(開業3年目1987万人)の集客でさえ、「意欲的な数字」とし「根拠が明確でなく」「算出数値の水準について一般的に納得されるには至らない」としていることである。審査委員会は、夢洲カジノ誘致計画の前提となる収益性の根拠に疑義を呈しているのである。さらに地盤沈下が半永久的に進行する埋立地夢洲では、大阪市による液状化対策費約790億円の負担では終わらない。膨れ上がる莫大な公費投入は、大阪市の財政を逼迫し住民生活に大きな影響を及ぼすことになる。

また「地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る」とし、「地域との十分な双方向の対話と良好な関係構築」は、未だ達成されてはいない。

「報告書」は、多くの課題を指摘している。一部を抜粋・簡略化(…の部分)してまとめると、以下の文書となる。

- ▶来訪者数規模(平均1日約5万人)…適正な供給規模を有しているのか…十分な評価をすることは難しい…根拠の不明瞭さが…見られ、算出数値の水準について…納得…には至らない…来訪者数が推計根拠となっている…実際には下振れする懸念があり…過大推計となるおそれ…が見受けられる。
- ▶反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在…地域住民との良好な関係構築に…課題…理解促進のための…計画が乏しい…地域住民と…双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。
- ▶土壌対策など課題…工期等の遅れが生じた場合…後発事由で発生 of 所要費用の分担を含め…大阪府・市と円滑な…合意形成の下、着実な対応を求める。財務状況が悪化…した場合…対処方針が確実に実施され…IRの運営が確保されることについて継続的に確認されることを求める。

上記の内容は、4200億円の収益の前提となる来訪者数には根拠もなく(住民福祉に資する根拠がなければ違法性を阻却する事由を欠く)、地域住民との合意形成の努力もなく、果ては土地対策で過大な費用負担が生じた場合、大阪府市民に負担を求めることを確認せよと述べているのに等しい。

「区域整備計画」は、及第点を出し「認定」できるようなものではない。今回の「認定」には、大阪府市民とIR利用者も含めた人々の命や生活に責任を持つ姿勢など一遍も存在してはいない。大阪府市民の負担の上に、グローバル企業・カジノ事業者・ゼネコンが儲ければよいという無法な思想しか存在していない。

4月14日の「認定」公示後、日弁連会長声明が出された。また報道各社は問題点を大きく報道している(「大阪カジノ認定 万博の理念にもそぐわない」(4月26日読売新聞社説)／「銀行 巨額融資にためらい」(5月2日日経新聞)／夢洲にアスベストが埋まっている可能性(週刊新潮5月4～11日号)／「市民の運動と夢洲の土壌問題」報道(週刊金曜日5月19日号)など)。

特定複合観光施設区域整備法35条には、区域整備計画の認定の取消しが定められている。

第三十五条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、区域整備計画の認定を取り消すことができる。

- 一 認定区域整備計画が第九条第十一项各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 公益上必要があるものとして認定都道府県等から区域整備計画の認定の取消しの申請があったとき。
- 三 認定設置運営事業者等が第三十条第一項又は第二項の規定による処分に違反したとき。
- 四 認定都道府県等が前条第一項の指示に違反したとき。

以下、請願するとともに質問する。

◆質問事項については、2023年6月16日(金)までに文書回答を求める。

◆そのうえで、6月23日(金)の請願行動の場で意見交換を行うことを求める。

【請願項目】

1. 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の「認定」を直ちに取消すこと。
2. 大阪府・市(IR推進局)に対して、「認定」における7つの条件の速やかな実施を指導すること。
3. 実施協定の締結における国土交通大臣の認可をしないこと。カジノ営業の免許を付与しないこと。

【質問項目】

国土交通省観光庁の「特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定について(公示)」(観参第6号 令和5年4月14日)における「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の認定、公示にあたり付された「条件(7項目)」、及び特定複合観光施設区域整備計画審査委員会(以下、「審査委

員会)が2023年4月11日付で提出した「大阪・夢洲地区特定観光施設区域整備に関する計画」審査結果報告書(以下、「報告書」)について、以下質問する。

1. 別紙に記載された7項目の条件について

特定複合観光施設区域整備法第九条(区域整備計画の認定)第13項には「国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の適正な整備を確保するため必要があると認めるときは、第十一項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる」と定められている。

今回の認定は7つの条件が付された。すなわち現在の「区域整備計画」は「適正な整備を確保するための必要がある」と認め、条件が満たされぬままでは認定されないと解される。7項目の条件は、「区域整備計画」の認定において必要条件とされるか否か。見解を求める。

2. 「条件(7項目)」の1、7について

項目1では、「審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること」としている。また項目7では、「認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと」としている。

- (1)国土交通大臣は、審査委員会の意見が反映されるよう改善した新たな「区域整備計画」の「詳細設計・建設」の提出、「必要な見直し」を求めているのか。提出を求めている場合、期限をどう定めているのか。
- (2)また「適切に反映された」ものであるか否かの審査は、いつ、誰によって行われるのか。

3. 「条件(7項目)」の2について

国土交通大臣は「効果の推計」に関して「推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組む」ことを求めている。

- (1)「推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組む」との指摘は、認定された「区域整備計画」の推計の根拠となるデータが粗笨であったことを認めるものと解する。見解を求める。
- (2)「効果の推計」にある「効果」とは、「審査委員会」による「報告書」にある「経済的社会的効果(17. 観光への効果／18. 地域経済への効果／19. 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献)」という理解でよいか。
- (3)「審査委員会」による「報告書」には、以下、記載されている(一部略・抜粋)。

▶「17. 観光への効果(「報告書」p.17～18)」

- ①計画上の事業・営業戦略に関する記述ではオールインワンMICEというこれまでにない手法・商品力であることを強調している点との関係では、この推計手法(大阪内の既存実績値に依拠)は、強調されている当該営業戦略とは親和性はあまり感じられない。
- ②需要サイドの分析の観点では、…(略)…広く市場動向の分析や他の近隣類似施設の存在を十分意識した需要競争の整理、日本・世界規模で見た場合に大阪が有する相対的な競争力の織り込みについてはほとんど分析が見られず、推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける面がある。
- ③数字としては、合計531件のMICE開催が見込まれる計画は、我が国のMICEに対する貢献が見込まれるものと評価できる。ただし、大阪IRにおける国際会議の開催件数(開業3年目:約29件)については、パシフィック横浜といった同種大規模施設との比較では必ずしも多くはなく、件数増加に向け努力することが求められる。
- ④推計実施以降、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化、夜の外出など生活スタイルの変化、MICEをめぐる情勢の変化…(略)…や、他都市での意欲的な国際MICE都市構想(例:東京)の動きが見られるため、今後、これらの環境・情勢の変化や国内・大阪内の他の有力な類似施設との競争、オールインワンMICEにふさわしい新たな取り込み需要といった要素も取り込んだ手法での推計値の精緻化を求める。
- ⑤来訪者数の推計では…(略)…細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られる。例えば、カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難である。他の来訪者部分の予測の計算過程についても、同様の細部設定や根拠の不明瞭さが一部見られ、算出数値の水準について一般的に納得されるには至らないものもある。
- ⑥来訪者数値自体は、開業3年目に約1,987万人が見込まれている。…(略)…前述した細部の不明瞭さに関連し、推計値は、証左等の裏打ち以上に意欲的な数字となっている面が見受けられる。今後は、前述した観点を踏まえた手法での推計値の精緻化とともに、この推計値が実現されるよう、高い目標に取り組む意識で大阪IRの魅力の増進に最大限取組が続けられることが求められる。国内来訪者の割合が多くなっていることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客が重要である。

▶「18. 地域経済への効果(「報告書」p.18～19)」

- ①建設段階においては、建設関連投資約7,871億円をはじめ、IR開業までの初期投資額はシンガポールIRを超える約1兆800億円となっており、自ずとその投資規模の大きさから、経済波及効果約1兆5,800億円、雇用創出効果約11.6万人と地域経済への効果が相応は見込まれる計画である点が評価できる。

- ②IR区域内の旅行消費額は6,600億円と見込まれており、シンガポールIRと比較しても大きな数値となっているが、評価基準17で前述の意欲的な来訪者数が推計根拠となっているため、**実際には下振れする懸念**があり、特に訪日外国人の来訪者数と旅行消費額の見込みが達成されるよう**予測の深化と実際の取組を行うことが重要**である。
- ③推計方法に関しては、…(略)…MICEに係る直接効果の算定における使用単価の点など、**一部には過大推計となるおそれのある粗さが見受けられる**。また、今後は、大阪・関西のみならず、全国的な視点を含めたIR設置・運営による**地域経済への効果のさらなる分析・推計が重要**である。
- ④地域経済への波及効果を発現・増進させる取組として、大阪IRが導入する会員ポイントプログラムを活用した来訪者の地域への送客や周遊促進、地元企業との持続的な調達取引、質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化といった取組の検討が見受けられる。なお、これらの施策による**具体的な効果は量的に見積もられていない**。
- ▶「19. 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(「報告書」p.19～20)
- ①訪日外国人旅行者数の推計方法については、…(略)…細部の数値設定や根拠の不明瞭さが一部に見られる。特に、大阪IRがなくても大阪圏へ来訪したと想定される人数を除いた純増分については…(略)…その推計方法については、例えば公的に又は一般的に供用されているデータに基づくような**客観性ある根拠はあまり示されておらず十分な評価はできない**。
- ②その上で、数字としては、大阪IRへ来訪する訪日外国人旅行者数は、約597万人(開業2年目)、そのうち純増分は約250万人と試算されており、目標達成への一定の貢献は見込まれる計画であると考えられる。
- ④当該旅行消費額の推計方法に関しては、あくまでこれまでの観光統計上の消費単価等を基本とした推計となっており、現段階で得られる情報の範囲で推計している方法には一定の理解を示せるが、IRの来訪者の様々な属性(国籍、所得層など)に鑑みると、開業に向けては**単に観光統計に基づく推計ではないことが望まれる**。今回の推計では**娯楽費部分の消費額の計上についてどの程度十分に盛り込まれているか不明瞭**であり、その適切な深掘りや消費行動に伴う決済情報の活用、アンケートによる訪問場所の把握等により、来訪者のプロフィールをよく踏まえた、より**実際の消費動向の把握となるように努め、政府目標への貢献を一層正しく検証できる推計となるよう、IRであることが反映された特有の推計による精緻化を進めることが必要**と考えられる。
- ⑥2030年の政府の観光戦略の目標達成に貢献するためには、2030年までのIR開業が求められるところ、大阪IRの開業時期「2029年秋～冬頃」については、**工程が最も早く進捗した場合の想定とされており、工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性が記述されていることは、留意しておくべき点**である。

(4) 上記、「区域整備計画」認定の根拠となった「審査委員会」の「報告書」における「経済的社会的効果」の項目では、**夢洲IR・カジノ事業計画の根幹をなす事業収入、年間売り上げ5,200億円(うちカジノ収入4,200億円)の根拠となる来訪者数の推計根拠が明確でなく、「実際には下振れする懸念」がある**とまで述べている。

需要サイドの分析でも、「推計値の妥当性に関し十分な評価を行う材料に欠ける」とし、さらに来訪者数の推計では、「細部の設定数値の中には公証力ある根拠提示に欠けるものも見られる」「カジノ来訪者数の推計の前提となる「性向」の設定値の妥当性については、その根拠が明確でなく、十分な評価は困難」「他の来訪者部分の予測の計算過程についても…(略)…算出数値の水準について一般的に納得されるには至らない」としている。

科学的な利益推計の根拠が明らかでない「区域整備計画」のまま、実施協定の締結・認可、カジノ免許の付与を行うことは出来ない。見解を求める。

4. 「条件(7項目)」の3について

「特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと」とあるが、現在の計画では毎年欠くことなく「年間2千万人の来訪者(USJは1450万人)」があり、「5200億の年間収入(内カジノ収入4200億円・利用客の70%は日本在住者を対象)」を維持し続けることが前提とされている。

この数字は年間約1,400万人(1日約3万8千人)の日本在住者が継続して来場する試算となる。

- (1) 日本の総人口1億2447人の1割以上が来場することなどありえないと考える。また現在の国内来場者に依存する計画で、年間4,200億円のカジノ収入売り上げは可能と考えているか。見解を求める。
- (2) 単独で世界最大のカジノといわれるシンガポールのマリーナベイ・サンズでも、IR施設を含め年間来訪者数は4500万人、売り上げは3000億円である。夢洲カジノ計画では、この1/2に満たない来場者数で1.7倍もの売り上げを想定しているが、その根拠は示されていない。根拠の説明を求める。
- (3) 海外からの来場者は現在600万人が見込まれている。「審査委員会」は「報告書」でこの割合を増やすよう求めている。しかし訪日外国人旅行者数は、コロナ禍以前で最も多かった2019年で3188万人であった。この数字で試算しても、訪日外国人旅行者の5人に1人以上が大阪夢洲IR・カジノを訪れることになる。その根拠はない。「報告書」では「外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客」を求めているが実現可能性をどう考えるか。見解を求める。

5. 「条件(7項目)」の4について

「地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと」としている。

また「審査委員会」による「報告書」には、以下、記載されている(一部略・抜粋)。

▶「19. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策」(「報告書」p.22～23)

(1) 防災・減災対策

- ① 夢洲は、主に洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地である…(略)…その措置時期の検討結果によっては、建設／改修コスト(時期により負担者も異なり得る)や工期等への影響が懸念される。
- ② 想定される最大津波・高潮では、臨港緑地への浸水が想定される…(略)…将来の地盤沈下量を見込んだ場合でもIR区域は十分な高さを有することが一応検証されているが、前提となる、主に洪積層の地盤沈下量予測に関しては、沈下の実測データ等に限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもあるとの意見もあったことから、今後、開業以前・以降ともに、これまで以上の沈下量の計測などのモニタリングに努め、想定を超える沈下など、「想定外」の事態が起きた場合への対応もリスク管理意識をもって十分検討しておくことを求める。この点は、地盤沈下自体への対策姿勢としても同様であり、こういった「想定外」を始めとした幅広いリスク管理意識の高さが見受けられたかについては高評価はし難い。
- ③ 巨大地震時には局所的であれ液状化の発生が確実視され、…(略)…具体的な工法やその実施範囲の詳細は未確定であり、前記の対策範囲の外となった場所(広場・駐車場等)で、局所的に液状化・噴砂が発生した場合、速やかな復旧方策を検討しておくこととされているものの、噴砂によっては部分閉鎖という影響が生じることも懸念され、そのような事態発生が最大限回避されるよう、今後の工法の具体化、対策範囲の確定に当たっては不十分なものとならないよう熟考を求める。
- ④ 災害発生時の対応に関し、…(略)…引き続き、関係者間において、各事象に応じた役割・リスク分担等を十分具体化させていくことが必要である。
- ⑤ 災害発生時の避難について、…(略)…備蓄の確保期間が十分かについては検討の余地がある。夢洲外へ避難が必要となる場合のルート(夢舞大橋・夢咲トンネル)は耐震対策がとられるものの、災害発生時にどちらも使用できなくなる想定がなされておらず、今後、想定外の事象が起きた場合の対応について幅広く厚みのある検討を求める。
- ⑥ 年間約2000万人(約5万人／日)が訪れる施設であることを踏まえ、IR施設内での医療体制の確保、救急搬送を含めた周辺医療機関との連携、その両者の分担の線引きなど、来訪者規模を踏まえた相応規模の具体的な検討が求められる。

(2) サイバーセキュリティ・テロ・保険・感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組

- ④ 土壌汚染について、…(略)…大阪市により、土壌汚染対策法に基づき試料採取等を省略する等によりIR区域を含めた夢洲地区の汚染状態の判定がなされているところ、今後、調査等により仮に新たな事象が判明した場合は関係法令にのっとり適切かつ迅速に対処されるようあらかじめ対応策を幅広く検討しておくことを強く求める。

▶「15. 交通利便性」(「報告書」p.16)

- ① 夢洲への主要アクセス道路も1本(2方向)のみである。…(略)…これら新駅等の整備後も、IR所在地への交通手段ごとのアクセスルートは、リダンダンシー(多重性)に乏しい面がある。

▶「20. IR事業者等の事業遂行能力」(「報告書」p.20)

- ③ 特に準備段階においては、大阪府・市がIR整備の工程上重要な役割を担うが、大阪府が進める土壌対策など課題が顕在化している現在の状況に鑑みれば、工期等の遅れが生じた場合の対応など、大阪府・市との連携に関しては、後発事由で発生 of 所要費用の分担を含め、IR事業者として構成員間及び大阪府・市と円滑な意思疎通・合意形成の下、着実な対応を求める。

(1) 「報告書」では、夢洲が「洪積層における長期的な地盤沈下が見込まれる土地である」ことを認めている。その上で今後の地盤沈下予測について、「沈下の実測データ等に限られる中で、沈下量予測の閾値に余裕があるかは不明瞭で、厚みに欠ける予測でもある」との意見を採用し、「想定外」の事態が起きた場合への対応の十分な検討を求め、「リスク管理意識の高さ」について「高評価はし難い」とした。さらに「具体的な工法やその実施範囲の詳細は未確定」としている。

- ① これはIRの認定に関する「要求基準」の適合かつ、実現可能性の根拠に関わる内容である。見解を求める。
- ② 「具体的な工法やその実施範囲の詳細は未確定」としつつ、「区域整備計画」を認定した根拠は何か。2019年に行なわれた大阪市によるボーリング調査結果によれば、重量構造物の建築のためには支持基盤である洪積層(第2天満層／砂礫層)まで約80メートルの支持杭を打設する必要が認められる。しかし現在の地盤改良は、地

表から6メートルまでの覆土による汚染度対策と、その下約20～30メートルの埋立層(浚渫土砂・建設残土)の液状化対策に限られている。地下80メートルの埋立地という特殊性を持った施工事例は存在するのか。軟弱地盤工法さえ決まらぬまま、認定を行うことは誤りである。見解を求める。

- (2) 夢洲では、PCBやダイオキシンなど土壤汚染が確認され、さらに液状化などの問題が存在する。大阪市は土壌対策費として788億円もの公費投入を決めたが、地盤沈下対策は含まれていない。大阪市は、「通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、大阪市が費用負担を行わない」としているが、「報告書」に記載されているように地盤沈下対策には、「想定外」の事態が予見される。「報告書」は、「工期等の遅れが生じた場合の対応」など、「後発事由で発生 of 所要費用の分担」について問題視している。工法が決まっていなまま工期ありきの突貫工事を進めることは、大阪府市に莫大な財政負担を強いることにつながり、果ては安定したIR・カジノ事業の展開を不可能とする。見解を求める。
- (3) 夢洲への主要アクセス道路について、「多重性に乏しい」としている。南海トラフ大地震の可能性が指摘されているが、仮に1日5万人の来場者を想定した場合、避難は十分であると考えるか。また軟弱地盤の上に設置された道路、鉄道、橋梁、トンネルの安全性と輸送能力は必要かつ十分な条件を満たしていると考えるか。見解を求める。

6. 「条件(7項目)」の5について

「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」としている。また「審査委員会」による「報告書」には、以下、記載されている(一部略・抜粋)。

▶「23. 地域との良好な関係」(「報告書」p.24)

- ②大阪IRに反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在している状況であり、地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る。大阪府・市による地域住民への対面での説明の場を設けるといった能動的な理解促進のための取組の計画が乏しいように見受けられる。地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。
- ③地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが、IR事業を長期的かつ安定的に継続していくために不可欠であることも踏まえれば、一方向の情報発信にとどまらず、IR事業に否定的な人々も含む地域住民との間において、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組を求める。

- (1) IR整備法は、「区域整備計画案」を策定するうえで「住民の意見を反映させるために必要な措置を採る」と規定し、説明会や公聴会などの実施を義務づけ、審査においても「地域における十分な合意形成」を評価基準の一つとしている。しかし大阪府、大阪市はこれを怠った。11回を予定した説明会はコロナ感染症拡大を理由に7回で打ち切られた。予定されていた説明会会場の最大収容数は、大阪府民のわずか0.0125%。府民が求めたインターネット配信による視聴も拒絶された。また公聴会では約9割を超える公述人が多角的な視点から夢洲へのカジノ誘致に反対との公述を行ったが、すべて「区域整備計画案」には反映されなかった。

2022年2月、大阪市会において議員による「住民投票」が提案されたが、委員会付託もされず十分な審議がなされないまま本会議で否決された。そして同年、大阪府で45年の時を経てカジノの是非を問う住民投票条例制定直接請求署名運動が取り組まれ、法定数を大きく上回る210,134筆の署名が集められた。しかし大阪府議会はわずか半日の審議でこれを否決した。大阪府市は、主権者である大阪府市民への説明責任を尽くさず、「手続きは踏んだ」と住民意見を封殺した。IR整備法の精神を踏みにじる瑕疵である。見解を求める。

- (2) 「条件5」や「報告書」にある「双方向の対話の場」を大阪府民は求めている。国土交通大臣として、再度、住民による合意形成を促進するため、「双方向の対話の場」を持つことを条件とした認定を告示した職責を果たし、大阪府に指導することを求める。見解を求める。

7. 「条件(7項目)」の6について

- (1) ギャンブル依存症について、「依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること」とある。また「報告書」でも「25. 依存症対策等(p. 25～26)」として多くの課題が指摘されている。
- (2) しかし大阪市会の参考人質疑で、IR事業者であるMGMリゾートのエドワード氏は「ギャンブル依存症を抱えているかも知れない約2%に実際に問題が起きないようにサポートする」と答弁した。カジノ来場者の約2%が依存症になることを想定しても、その数は20万人を超えると想定される。大阪府では「ギャンブル等依存症対策基本条例」が制定されたが、最大の依存症対策はカジノ誘致を撤回することである。見解を求める。

8. 「報告書」の「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」

「報告書」について、以下報告されている(一部略・抜粋)。

▶「1. コンセプト」(「報告書」p.7～8)

国際競争力に上相応しい日本の魅力や大阪の魅力が発現されているとの受け止めは難しく、既に海外のIRでも水辺感を特長とした競争力の高いIRが複数存在することを踏まえると、差別化の点で十分に「高い国際競争力・独自性を有する」として評価できるとまでは言えない。

▶「4. ユニバーサルデザイン等」(「報告書」p.7～8)

夢洲の長期的な地盤沈下に起因して地盤と建物の間に沈下差が生じることが確実視されるところ、…(略)…更なる内容の充実が必要と見受けられる。

この「報告書」から、夢洲IR・カジノは、「要求基準」の要件を満たさず、国際競争力の高い魅力あるIRとは言えないと考える。見解を求める。

9. 夢洲IR・カジノ用地賃貸契約問題について

(1)現在、夢洲IR・カジノ建設予定地の評価額が問題となっている。大阪市大阪港湾局が不動産鑑定業者4社に建設予定地の評価を求めたところ、3社が1㎡あたり12万円で一致。IR辞儀容者への賃料評価額は、同じ3社が1㎡あたり月額428円で一致した。「奇跡一致」とまで言われ、談合疑惑が持ち上がっている。さらにこの評価額は、近隣の埋立地に比して異様に低く抑えられ、大阪市が「IR事業を考慮外」とするよう鑑定業者に指示していたことも判明している。

不当に安く評価した額をもとに用地賃貸契約をIR事業者と契約することになれば、大阪市は大きな損失を被ることになる。この賃料は物価スライドのみの固定。賃料は、正当に評価された場合と比べると1年で15億円、35年間で500億円超の値引きになるとの試算もある。現在、夢洲市有地をIR事業者に賃貸することを違法として賃貸契約締結の差し止めを求める裁判が続けられている。

(2)「区域整備計画」の審査、認定の過程で、用地の評価額についての談合疑惑について審議されたか。審議された場合、どのような内容であったか。審議内容を明らかにしていただくことを求める。

(3)IR・カジノ用地賃貸契約が差し止められた場合、認定の取り消しは行なわれるか。見解を求める。

以上、質問する。

(2)6月23日、院内集会 基調報告

2023年6月23日(金)

国に夢洲カジノ計画の「認定」の取り消しを求め、大阪府市に「実施協定」を結ばせない運動へ

山川よしやす

1. 4月14日、岸田政権は夢洲カジノ「区域整備計画」の「認定」(※①)。

4月14日、岸田政権は大阪夢洲カジノの「区域整備計画」の審査を終え、「認定」した。

審査結果は、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備に関する計画」審査結果報告書を読むと、1000点満点で合格ライン600点。結果は657.9点という低水準であり、「要求基準」を満たさず認定内容も不明という酷い内容である。25の評価項目のうち得点率60%以下は6項目、うち50%台が3項目も存在する(【14】カジノ施設のデザイン 【17】観光への効果 【23】地域との良好な関係構築のための取組)。

審査結果について



- 7人の審査委員の採点の平均点を審査委員会の点数とし、合計点で600点以上を認定の条件とした。
- 大阪の審査結果は657.9点であり審査委員会は「認定し得る計画」と評価。
- 長崎については審査が終了しておらず、引き続き審査を継続することとする。

大阪の審査結果			配点	得点
(1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	I R 区域全体	【1】コンセプト	30	18.0
		【2】建築物のデザイン	30	19.7
		【3】施設の規模	10	8.6
		【4】ユニバーサルデザイン等	30	18.9
	M I C E 施設	【5】M I C E 施設の規模	20	15.7
		【6】M I C E 施設の機能等	50	32.9
		【7】M I C E 施設の運営方針等	50	34.3
	魅力増進施設	【8】魅力増進施設	50	35.0
		送客施設	【9】送客施設	50
	宿泊施設	【10】宿泊施設の規模	20	14.9
		【11】レストラン等のサービス	10	7.1
	その他施設	【12】宿泊施設のサービス内容・体制	30	21.9
		【13】その他施設	30	19.3
	カジノ施設	【14】カジノ施設のデザイン等	20	11.1
		I R 区域が整備される地域、関連する施策等	【15】交通利便性	5
	(2)経済的社会的効果	【16】交通アクセスの改善等	15	10.9
【17】観光への効果		50	29.3	
【18】地域経済への効果		50	37.1	
【19】2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献		50	32.9	
【20】I R 事業者等の事業遂行能力		50	37.9	
(3) I R 事業運営の能力・体制	【21】財務の安定性	50	33.6	
	【22】防災・減災対策、コロナ等の感染症対策	50	33.7	
	【23】地域との良好な関係構築のための取組	50	27.1	
(4)カジノ事業収益の活用	【24】カジノ事業の収益の活用	50	30.0	
(5)カジノ施設の有害影響排除等	【25】依存症対策等	150	90.0	
合計点			1000	657.9

また「地盤沈下」や「地域との良好な関係構築」などの7つの条件(※②)が付された。

※①「認定」

特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第9条第11項及び第13項の規定に基づき、令和5年4月14日付け観参第66号で「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定し、別紙に掲げる条件を付したため、同条第14項の規定に基づき、公示します。

※②7つの条件

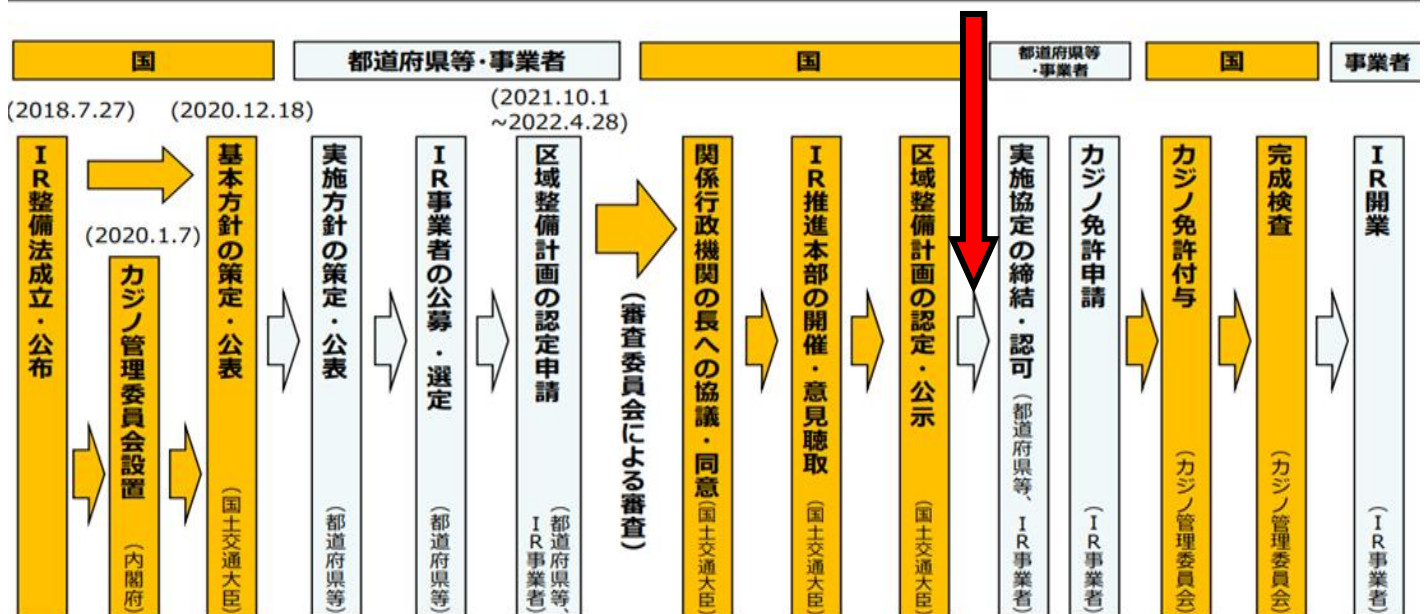
1. カジノ施設やIR全体の建築物のデザインについて、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること。
2. 特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実現に取り組むこと。
3. 特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。
4. 特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものにならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。
5. 地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。
6. 十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。
7. 前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと。

2. 経過と今後のプロセス

これまでの経緯と今後のプロセス



- 大阪府と長崎県は区域整備計画を作成し、昨年4月に国土交通大臣に申請。
- 国土交通大臣は公平・公正な審査を行うため、IR基本方針に基づき外部有識者から構成される審査委員会を設置。
- 国土交通大臣が認定する際には、IR推進本部(全閣僚+カジノ管理委員長)の開催・意見聴取が必要。



3. 政治的判断で出された国の「認定」

(1) 政治的な意図のもとでの「認定」

4月9日の大阪府知事選挙、大阪市長選で大阪維新の会の吉村氏と横山氏の当選、また大阪府市議会選挙での維新過半数という選挙結果を見たうえで、突如として夢洲カジノ「区域整備計画」の「認定」が公表された。この審査は、及第点を超えることを前提に「評価点」と「課題」を併記して責任を回避し、恣意的に「評価項目」の一部を減点した羅列でしかない。「及第点ありき」の政治的、恣意的判断が働いている代物である。

(2)「地盤沈下」「住民合意」問題も解決せぬまま

「認定」するうえで「地盤沈下」や「地域との良好な関係構築」など7つの条件が付され、「報告書」には多くの問題点が記載されている。

「高い国際競争力・独自性」は否定され、「地盤沈下」も認識しつつその対策を矮小化し、現計画における交通利便性についても「乏しい」としつつ、別の視点でからの防災・避難対策としては強く言及もしていない。

市による液状化対策費約790億円の負担では終わらない。

経済効果の前提とされる2000万人(開業3年目1987万人)の集客でさえ、「意欲的な数字」とし「根拠が明確でなく」「算出数値の水準について一般的に納得されるには至らない」としている。

また「地域住民との良好な関係構築に関しては課題が残る」と報告されている。

指摘すべき点が多くみられる報告書である。及第点を出せるようなものではない。

今回の「認定」には、大阪府民とIR利用者も含めた人々の命や生活に責任を持つ姿勢など一遍も存在してはいない。

府市民の負担の上に、グローバル企業・カジノ事業者・ゼネコンが設ければよいという無法な思想しか存在していない。

【「報告書」一部抜粋・略】

- ▶来訪者数規模(平均1日約5万人)…適正な供給規模を有しているのか…十分な評価をすることは難しい…根拠の不明瞭さが…見られ、算出数値の水準について…納得…には至らない…来訪者数が推計根拠となっている…実際には下振れする懸念があり…過大推計となるおそれ…が見受けられる。
- ▶反対する団体等による住民監査請求、民事訴訟、署名活動等が存在…地域住民との良好な関係構築に…課題…理解促進のための…計画が乏しい…地域住民と…双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る必要がある。
- ▶土壌対策など課題…工期等の遅れが生じた場合…後発事由で発生 of 所要費用の分担を含め…大阪府・市と円滑な…合意形成の下、着実な対応を求める。財務状況が悪化…した場合…対処方針が確実に実施され…IRの運営が確保されることについて継続的に確認されることを求める。

4. 闘いは新たな局面に入った

(1)関西万博の開催費用増大の他、「基本協定」「基本合意書」の内容が明らかになる。また工事の進捗と共に矛盾は噴出し、大きな問題となる。

「大阪カジノ認定 万博の理念にもそぐわない」(4月26日読売新聞社説)／「銀行 巨額融資にためらい」(5月2日日経新聞)／夢洲にアスベストが埋まっている可能性(週刊新潮5月4～11日号)／市民の運動と夢洲の土壌問題報道(週刊金曜日 5月19日号)

(2)大阪府・市と大阪IR株式会社との間で交わされる「実施協定締結・認可」や「立地協定」「定期借地権協定」についての大阪府市への追及、さらにカジノ免許申請と国によるカジノ免許付与の過程で国会で論点とする追及などを進めることができる。

(3)横山市長は、記者会見で報告書が指摘する課題(7つの条件など)について、「取り組んでいく」と表明している。実行させる中で、夢洲カジノ反対世論をさらに大きく作り、計画を撤回させていくことは可能だ。

政府・国交省・カジノ管理委員会への要請行動や院内集会、大阪府市への申し入れや府市議会議員と連携した請願運動、国と大阪府市に対する署名運動、「夢洲IR差し止め訴訟」「カジノ用地契約差し止め訴訟」との連帯運動、学習会、暴露ビラの配布、SNS発信などあらゆる運動を展開し、大阪府民に真実を伝え大きな世論形成を図る住民運動を再構築していこう。

◆6月24日(土)『夢洲カジノを止める会全体会議』に参加し、運動方針を決めよう

14:00～16:30 PLP会館大会議室(204人) 大阪府大阪市北区天神橋3丁目9-27

<第1部>「全体会議」会則、新役員、運動方針など提案・討議

<第2部>「学習会&運動方針討議」

▶「夢洲 IR・カジノの問題点(仮題)」(チューター検討中)

▶6月23日、国交省請願・議員要請行動報告 運動方針の討議 ※終了後にデモ、又は街頭行動を検討中

◆カジノに反対する大阪連絡会提起の署名運動(2種類、国と府市)に取り組もう

全体目標40万筆(7月末、8月末提出行動を予定)

<参考(別紙)> 「署名用紙」

大阪府知事 吉村 洋文様
大阪市長 横山 秀幸様
IR推進局長 坂本 篤則様

夢洲カジノを止める大阪府民の会
平和と民主主義をともにつくる会・大阪
〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4-2-103
担当: 山川よしやす (携帯電話:090-8536-3170)
森厚子 (携帯電話:090-3275-7312)

区域整備計画の「認定」について付された7つの付帯条件を実施しないまま 夢洲IR・カジノ計画の推進、実施協定の締結を行わないことを求める要請書

《要請趣旨》

2023年4月14日、政府は「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下、「区域整備計画」)」の「認定」を公示しました。その際、7つの条件が付されました。また特定複合観光施設区域整備計画審査委員会が明らかにした「審査結果報告書」によると、審査結果は657.9点(1000点満点)という低水準であり、「要求基準」についてどのように審査が行われ「認定」されたのか、その内容の記載は一切ないという酷いものでした。

私たち大阪府民・市民は、政府による「認定」そのものが極めて政治的・恣意的判断のもとで出されたと考えています。到底これを認めることはできません。

6月23日、「カジノ問題相談会(現「夢洲カジノを止める大阪府民の会」)」は、国土交通省観光庁に対し請願・要請行動に取り組み「認定」に関わる交渉を行いました。その際、「認定」の公示にあたって政府が付した「7つの条件」と「審査結果報告書」についても意見交換しました。これらはIR・カジノ計画について解決しなければならない諸課題を不十分ながら明らかにしており、極めて重要な内容を含んでいます。

夢洲の地盤沈下や土壌改良、地価と賃貸借契約などの問題、集客計画の推計における問題、公金投入と自治体の負担(ひいては住民負担)問題、地元住民への説明と双方向の意見交換・住民との合意形成の問題、ギャンブル依存症患者が実際には増大するという問題など、「区域整備計画」の「認定」にあたり解決しなければならない根本的な課題が指摘されています。

横山市長は「認定」時、「7つの条件」について「より良いIRにするため、頂いたご指摘は解決できるように取り組まねばならないと思っています」と記者会見で述べています。また、国土交通省観光庁は、今後、国交大臣による実施協定の認可を進めるうえで、「7つの条件」について注視していくと述べています。

大阪府・大阪市、IR推進局は、「7つの条件」をクリアしていくために具体的にどのような施策を検討しておられるのか。また実施協定締結までの行政スケジュールをどのように考えておられるのか、明らかにしていただきたいと考えております。

IR・カジノ「区域整備計画」の実施は、私たち大阪府民の生活に大きな影響を与えることとなります。「メール問題」などのように事実を隠したり、情報をゆがめることなく大阪府・市民に知らせること。また、誠実に住民の意見を聞き、住民の合意がないまま計画を実施することのないよう強く求めます。

尚、下記《要請事項》と《質問項目》について文書回答を求めるとともに、2023年8月31日(月)に団体協議の場を設定していただくことを求めます。

よろしくお願いいたします。

《要請項目》

1. 「区域整備計画」の「認定」について付された「7つの条件」を、具体的に実施すること。これを行わないまま「実施協定」を締結しないこと。
2. 「7つの条件」と「審査結果報告書」に記された課題について、どのような改善策を検討しているのか、大阪府・市民に直ちに公表すること。また「実施協定案」の内容と締結までのスケジュールを明らかにす

ること。

《質問項目》

1. 「区域整備計画」の「認定」に付された「7つの条件」について、今後の「実施協定」の締結に向けて大阪府・大阪市は、どのように位置付けているのか。

横山市長は、「7つの条件」について「より良いIRにするため、頂いたご指摘は解決できるように取り組まねばならない」としているが、その後、どのように具体化されているのか。

2. 「7つの条件」のうち、以下について説明を求めます。大阪府・大阪市や大阪府議会・大阪市会としてどう取り組むのかを含め、ご回答いただきたい。

①条件5

「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」について。

(1) いまだ、双方向の対話の場はもたれていない。どのように計画されているのか。

(2) 住民から自主的な「大阪府民公聴会・説明会」などが提案された場合、大阪府、大阪市、あるいはIR推進局として説明の場にご参加いただけるか否か。

②条件2

「効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること」「特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に取り組むこと」について。

(1) 推計データの一部に「過大推計となるおそれ」が指摘されている。政府に提出した推計データの根拠を実際のデータと共に明らかにされたい。また精緻化にどう取り組んで実施計画を提出したのか示すこと。国内客、外国人旅行者の推計データの根拠についても説明を求める。

(2) 依存症の人が増えることでしかカジノ収入は上がらない、との専門家の意見もある。依存症を起こさせないで集客できる計画と言えるものか見解を求める。

③条件4

「地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと」について。

(1) 「想定以上の沈下が進行した場合などの対応」が指摘されているが、具体的に「想定以上」とはどの程度の沈下が想定されているのか。具体的に1年間の沈下数値に換算し、最大限度で何メートルを想定しているのか。

(2) 現在計画している軟弱地盤工事計画の妥当性、工法、根拠について明らかにしていただきたい。また土壌汚染についての後発事由の予測をどのように考えているのか、明らかにされたい。

(3) 審査結果報告書にある「後発事由で発生 of 所要費用分担」について、大阪府・大阪市とIR事業者との合意形成は、現在どのように考えられているのか明らかにされたい。

(4) 災害発生時に予測される問題への対策、避難の対応について、市民の不安の声に応えられるように説明を求める。

④条件6

「十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして 実効性を持って取り組むこと」「実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること」について。

(1) 大阪市会、大阪府議会で「大阪IR推進」決議が可決された。大阪府はこれまで「ギャンブル等依存症対策研究会」を設置してきましたが、6月には「ギャンブル等依存症対策アドバイザー」体制へと移行している。IR事業者による依存症防止対策や大阪府・大阪市とIR事業者との連携協力体制など掲げているが、実質的にカジノ依存症の拡大を前提としている。

どのように対策を具体化しようとしているのか。また大阪府下の高校への予防啓発授業実施について、誰がどのような内容で実施しようとしているのか、明らかにしていただきたい。

(2) 夢洲カジノは電子ゲーム機が6400台と、海外のカジノ施設に比して台数が各段に多く、当初云われてきた「社

交の場」であることは程遠い。電子ゲーム機の方が依存の危険度が高いというのが知見であるが、この点についてどのような認識を持っておられるのか、また何がしかの対策の検討はされているのか。

3. 2025年の大阪・関西万博の開幕まで2年に迫る中、海外などの国・地域が費用を負担する約50施設について大阪市への許可申請が行われていないことが明らかになった。資材高騰や建設工事に関わる人材不足などは今後も続くことが予測され、工事の遅滞を取り戻すためより一層の建設費が膨れ上がる可能性も指摘されている(当初1250億円の見込みは、現在1.5倍の1850億円)。

大阪・関西万博開催と関連し、IR・カジノ開業について以下質問する。

- (1) 関西万博の建設工事が遅延し、今後の建設費は当初予算見込みよりも増額され自治体の負担分は増えると考えられる。また関西万博の開催により、万博会場に隣接するIR・カジノ建設予定地の地価は現在の鑑定額より当然高騰すると予測される。その場合、IR事業者との間で結ばれる「実施協定案」の内容、土地の賃貸借契約の料金などにどのような影響があると想定しているか。
- (2) 関西万博の建設工事の遅滞による、いわゆる「突貫工事」は、現在進められているIR・カジノ建設予定地の工事計画にも大きく影響するものとする。工事の進捗と今後の計画変更などあれば、具体的に明らかにしていただきたい。
- (3) 夢洲IR・カジノ用地に関する不動産鑑定をめぐって以下、明らかにしていただきたい。
 - ① 情報公開請求がなされた関連文書について、当初は「担当職員が削除したため不存在」とされていた。しかし最近になり、IR用地の不動産鑑定に関する198通のメールが存在していることが明らかになった。大阪市条例は、請求のあった時点で存在するものは公開文書としてその公開を義務付けている。これらのメールは、公開請求のあった後に、「削除」されたことを確認したとされているがこれは事実か。事実であれば、なぜこのような事態となったのか。意図的な「削除」指示はなかったのか明らかにしていただきたい。
 - ② 「区域整備計画」について土地の賃貸料(IR事業者の賃料428円/㎡・月額)について、現在、借地権設定契約差止住民訴訟で係争中である。これは審査委員会が審査する「要求基準」に関係するものとする。この点が明らかにならない中で進められた審査は不備であるとする。また今後、賃貸借料金の見なおしは検討されているのか。見解を求める。

4. 7月14日、大阪府と大阪市は、大阪夢洲IR・カジノについて、事業者との基本協定の解除期限を7月13日から、9月末日まで延長したことを発表した。また7月13日、国に対し夢洲区域整備計画の「認定」取り消しと執行停止を求める審査請求が行われた。これに関連し、以下質問する。

- (1) MGMリゾート・インターナショナルのエド・パウアーズ氏は4月14日の区域整備計画の「認定」以降、「新たなマイルストーンに到達した」と語り「実施協定」に向けた動きが進むかのように報道されていた。しかし現在、事業者との基本協定の解除期限は、「国による整備計画の認定が遅れたことによる」との理由で延長され、具体的な建設計画や開業時期などを定める「実施協定」の締結に向けた協議が合意に至らなかったと報道されている。延期協議において、どのような課題が出されているのか具体的に明らかにしていただきたい。
- (2) 7月13日、夢洲IR・カジノ整備計画について、公益社団法人「ギャンブル依存症問題を考える会」が、計画を「認定」した国、国土交通省観光庁に対し、行政不服審査法に基づき「認定」取り消しと執行停止を求める審査請求を行った。運営に関わるMGMリゾート・インターナショナルの「マネーロンダリング(資金洗浄)の疑い」「オンラインカジノによる犯罪収益を取り込んでいる可能性」を指摘している。MGM日本法人はホームページで「一部団体による主張は事実無根であり、全く容認できない」と反論しているが、同社は2022年9月、違法なオンラインカジノを運営していたレオベガス社を買収している。これが事実であれば、IR整備法に抵触するものとする。吉村大阪府知事は、「MGMはこれまで認定に関して違法となることはしていない」と述べているが、その根拠は何か答えていただきたい。また「認定」と関係なく、MGM者が買収したレオベガス社について、買収時点で2000万ドル(約28億円)の犯罪収益を得ていたとされることについてどのように考えているか。現在は、犯罪収益事業をしていないという証明はどのようになされているのか、明らかにしていただきたい。見解を求める。

以上。

2023年7月16日、「要請書」作成

(4)最近の関西万博、IR・カジノをめぐる報道 2023.7.14.

●IR事業者との協定の解除期限を7月から9月末に延長 開業時期後ろ倒しか

読売テレビニュース 2023.07.14 20:14



大阪府と大阪市は、14日、大阪でのカジノを含む統合型リゾート＝IRについて、事業者との基本協定の解除期限を9月末日まで延長したことを発表しました。国による整備計画の認定が遅れたことによるもので、開業時期も後ろ倒しになることが想定されます。

大阪府と大阪市は、去年2月、大阪でのカジノを含む統合型リゾート＝IRについて、事業者の共同体である「大阪IR株式会社」と基本協定を締結しました。この協定は、国による整備計画の認可が下りた際には、事業者である大阪IR

が運営を担うことや、行政と事業者のそれぞれが持つべき責任などを確認するもので、国の認可から90日以内であれば解除できるものと定められていました。ことし4月、府市の想定よりおよそ半年遅れて国の認可が下り、基本協定の解除期限が7月13日に設定されました。この間、府市と事業者の間で、具体的な建設計画や開業時期などを定める「実施協定」の締結に向け、協議が進められてきましたが、府市は13日までに合意に至らなかったため、13日付けで解除期限を9月末日まで延長し、実施協定の早期締結を目指すとして、14日、発表しました。府は、13日までに合意できなかった理由について、「国の認可の遅れにより、主に建設工事のスケジュールや開業時期の協議に時間を要している」などと説明しました。現在の協議内容では、協定解除の可能性は極めて低いということです。

大阪でのIRをめぐるっては、整備計画の認可の際に国から示された「地盤沈下対策」や「地域との良好な関係構築」などの条件を満たせるよう調整を進める必要があるほか、事業者のひとつ「MGMリゾート・インターナショナル」のCEOはすでに、開業時期が2029年の秋から冬ごろの予定から、2030年上半期ごろにずれ込むという見通しを示しています。

●大阪IR、開業時期を再調整へ「前向きな協議続ける」事業者の撤退通知期限を延長

産経新聞 7/14(金) 18:16 配信



カジノを含む統合型リゾート施設(IR)の予定地になっている夢洲＝大阪市此花区(本社ヘリから)

カジノを含む統合型リゾート施設(IR)の開業へ準備を進める大阪府と大阪市は14日、事業者側がIR事業からの撤退を通知する期限を今月13日から9月末に延長したと発表した。府市が作成した区域整備計画は4月14日に政府に認定されたが、当初見込んでいた昨年秋ごろから半年以上ずれ込み、事業の工程や開業時期の再調整を行う必要が出たためという。事業者は米カジノ大手MGMリゾート・インターナショナル日本法人とオリックスを中核株主とする「大阪IR株式会社」。府市でつくるIR推進局によると同社との間では、今月13日に期限延長の覚書を締結した。開業までの手続きを決める実施協定を9月末日までに締結すべく「前向きな協議を続けている」という。府市と同社は令和4年2月に基本協定書を締結。政府の認定から30日後を判断基準日とし、そこから60日以内を事業者が撤退を通知する期限としていた。府市と事業者が合意した場合は期限を延長できるとしている。

●大阪 IR 開発が「真の意味で」決定した模様 木曾崇国際カジノ研究所・所長 7/12(水) 18:07

以下、GGR Asia からの転載 Japan big enough for reasonable return: MGM's Bowers

日本はリターンを得るに十分な規模がある:MGM のバウアーズ氏

<https://www.ggrasia.com/japan-big-enough-for-reasonable-return-mgms-bowers/>

カジノ運営会社 MGM リゾート・インターナショナルのグローバル・デベロップメント・プレジデントであるエド・バウアーズ氏は、大阪でのカジノリゾート開発について日本政府から認定を受けた後、同社が新たなマイルストーンに到達したと語った。カジノ専門メディアの GGR が、MGM 社による「MGM 社が新たなマイルストーンに到達した」とする大阪 IR に関するコメントを報じたニュースです。

国が大阪の IR 整備区域に認定を行った今年 4 月に専門解説を行った通り、実は国が区域認定を行った後、約3か月間、開発を担当する民間事業者側には基本協定の解除権が認められており、その時点では大阪で IR 開発が「確定した」とはまだ言えない状況でありました。(※以下解説動画へのリンク)実は今週は、その民間事業者側の保持する基本協定の解除期限が切れるまさにその週。このタイミングでの MGM 社による「新たなマイルストーンに到達した」との発表は、即ち大阪 IR 開発に関して基本的な部分での合意が大阪府市と為され、次なる合意(実施協定)締結に向けてのより具体的な協議へと段階が進んだということを示しています。即ち、本日をもって「大阪 IR の開発が『真の意味で』決定した」という表現をして差し支えないのかな、と。協定破棄期限のギリギリでの合意となりましたが、我が国での IR 開発が(ほぼ)決定したということで、業界専門家の一人として関係の方々に対して、この場を借りてお喜びを申し上げます。

記事に関する報告 木曾崇 国際カジノ研究所・所長…日本で数少ないカジノの専門研究者。ネバダ大学ラスベガス校ホテル経営学部卒(カジノ経営学専攻)。米国大手カジノ事業者グループでの内部監査職を経て、帰国。2004 年、エンタテインメントビジネス総合研究所へ入社し、翌 2005 年には早稲田大学アミューズメント総合研究所へ一部出向。2011 年に国際カジノ研究所を設立し、所長へ就任。9 月 26 日に新刊「日本版カジノのすべて」を発売。

●大阪 IR の認定取り消しを請求 運営側に「資金洗浄疑い」共同通信 7/13(木) 16:42 配信



大阪府と大阪市の統合型リゾート施設のイメージ(MGM リゾーツ・インターナショナル、オリックス提供)

カジノを中心とする統合型リゾート施設(IR)を大阪市に整備する計画を巡り、公益社団法人「ギャンブル依存症問題を考える会」が13日、計画を認定した国に対し、行政不服審査法に基づき、認定の取り消しと執行停止を求めた。

IR運営に関わる予定の米カジノ大手MGMリゾート・インターナショナルに「マネーロンダリング(資金洗浄)の疑いがある」と主張している。MGMの日本法人はホームページで声明を発表し「一部団体による主張は事実無根であり、全く容認できない」と反論した。

●大阪IR認定で不服申し立て 事業者の収益に疑義 民間団体 時事通信 7/13(木) 12:35 配信

大阪府と大阪市によるカジノを含む統合型リゾート(IR)整備計画を巡り、民間団体「ギャンブル依存症問題を考える会」は13日、観光庁に対して不服を申し立てる審査請求を行った。IR事業者である米MGMリゾート・インターナショナルがオンラインカジノによる犯罪収益を取り込んでいる可能性があるとして、計画の認定を取り消すべきだと訴えている。考える会は同日、東京都内で記者会見し、田中紀子代表は「(依存症で)被害者も出ている。お金の流れを明らかにしてほしい」と述べた。

<関連 赤旗関西記者>

MGM者は22年9月、日本人対象に違法なオンラインカジノを運営していたレオ vegas社を買収。犯罪収益を取り込んでおり、IR整備法に定める主要株主に不適格と指摘。買収時点でレオ社は2000万ドル(約28億円)超の営業利益をあげ、多くは規制の弱い日本人が対象とみられるとしています。

大阪府の吉村知事は記者団に対し、「MGMはこれまで認定に関して違法となることはしていない。国において適切に判断される」と述べました。



●和歌山IR誘致「リスク高い」知事が慎重姿勢、前知事は推進

共同通信 7/12(水) 17:14 配信

和歌山県の岸本周平知事は12日、大阪市で開かれた関西プレスクラブの会合で講演し、カジノを含む統合型リゾート施設(IR)の誘致について「県民が決めることだが、ビジネスとしてリスクは高い」と述べ、慎重な姿勢を示した。

IRを巡っては仁坂吉伸前知事が誘致を目指したが、昨年4月、事業内容をまとめた区域整備計画を承認する議案が県議会で否決された経緯がある。岸本氏は、中国政府による国外のカジノがある都市への渡航規制で、中国人観光客の呼び込みが難しくなったと指摘。「大阪で開業予定のIRがどれだけ集客できるか見守りたい」と語った。

●吉村知事が危機感示す 大阪・関西万博の海外パビリオンいまだ建築申請ゼロ

TVO テレビ大阪 7/12(水) 20:00 配信

大阪・関西万博に向け企業パビリオンなどの建設開始が報じられる中、懸念もささやかれ始めています。

【吉村知事】「このままだと非常に遅れが生じる懸念が少し前からありましたので、・国・博覧会協会、みなが連携して協力しながら、開催国に対してサポートや働き掛けをして期間内にそれぞれのパビリオンが完成するように進めていきたい」もうひとつの魅力が世界50カ国が参加する国ごとのパビリオンです。大阪・関西万博ではそれぞれの国で設計した計画を夢洲を管理する大阪市に申請し、市の建築基準に従い審査を受けますが、12日までに申請した国は「ゼロ」。万博の運営主体である日本国際博覧会協会の当初の計画では、2023年春には既に工事に入っているとされる段階です。【万博協会 十倉会長】「何があっても間に合わすということです。実現できるように全力を尽くして行きたい」

●参加国パビリオン建設を代行 遅れ指摘で方針 万博協会 時事通信 7/13(木) 19:10 配信

2025年大阪・関西万博を運営する日本国際博覧会協会(万博協会)は13日、参加国のパビリオン整備が遅れているとの指摘を踏まえ、協会が建設を代行する用意があると明らかにした。こうした方針は既に関係国に伝達しているという。参加国が自前で建設するタイプのパビリオンは、約50カ国・地域が出展を見込む。協会は7日、出展を予定する国に対してオンライン説明会を開催。建設予算の拡充やデザイン簡素化の検討を求めた上で、建設代行の可能性に言及した。

●海外パビリオン遅れ、大手ゼネコン「いくらお金もらっても出来ない」…万博協会は道筋示せず

7/14(金) 7:23 配信 読売新聞オンライン

2025年大阪・関西万博に出展する海外パビリオンの建設準備が遅れている問題を受け、万博を運営する日本国際博覧

会協会(万博協会)が初めて開いた13日の記者会見。石毛博行事務総長は年末までに着工すれば開幕には間に合うとの認識を示したものの、具体的な道筋は示せず、万博協会の対応の鈍さが浮き彫りになった。

「あらゆる機会を使って、準備を急ぐように口を酸っぱくして申し上げてきたが、参加国は動きづらかったのではないかと」石毛氏は、準備が遅れている理由について、ドバイ万博の影響を挙げた。

ドバイ万博は当初、2020年10月20日～21年4月10日の予定だったが、コロナ禍の影響で21年10月1日～22年3月31日に延期された。石毛氏は「万博と万博の間は通常4年半設けられているが、元々暑さ対策で半年遅れの日程で計画されていた上、1年延期されたことが響いた」と説明した。

また、ドバイ万博では、会期の終了後も使用する建物があったが、大阪・関西万博では終了後に撤去する仮設の建物を建てることになっており、「参加国の中には、準備が短い時間で済むと思っていた関係者がいたのかもしれない」とも述べた。

現在、万博協会は準備が遅れている参加国・地域に対し、デザインの簡素化や予算の増額を提案しているが、石毛氏は「そういう案を出さないといけなくなったのは残念」との認識を示した。その上で「参加国がどのようなパビリオンにするのか納得してもらいながら、線を引いて決めていく必要がある。しっかり支援していきたい」と述べた。

一方、国内の建設事業者に対しては、大阪で久しぶりに開かれる万博であることを踏まえ「チャンスと捉えて、積極的に参加してもらいたい」と呼びかけた。ただ、大手ゼネコンの幹部は「もはやいくらお金をもらっても出来ないことは出来ない」と話す。来年4月には、労働基準法の改正で建設業の時間外労働規制が強化される。石毛氏は「建設事業者の環境がもっといいものになるようにしていきたい」と述べたが、具体案は示さず、建設業界が抱える危機意識とは大きな隔たりを見せた。

●社説:大阪・関西万博 延期も視野に計画見直しを 京都新聞 7/15(土) 16:01 配信

2025年大阪・関西万博を巡り、会場準備の遅れなどの問題が次々と浮上している。隣の京都・滋賀を含めて国民の関心も高まっているとは言えず、半世紀前の大阪万博の熱気には遠く及ばない。同年4月の開幕まで2年を切ったが、間に合わせようと無理を強ければ、さらにひずみを広げかねない。万博で国威高揚を図る時代ではない。延期も視野に、計画を見直すべきではないか。

象徴的なのが、海外の約50カ国・地域が自前で建設するパビリオンだろう。趣向を凝らした展示の舞台として万博を彩る予定だが、現時点で大阪市への許可申請は1件もない。受注側の国内ゼネコン各社との工事契約締結が進まないのが要因という。建設業界の慢性的な人手不足に資材価格の高騰も加わり、協議が滞っている。

24年7月中に建設を終える計画だったが、準備が開幕に間に合わない可能性もある。このため万博を運営する日本国際博覧会協会は、建設工事の発注を代行する案を参加国に示した。窮余の策とはいえ、公費の負担増が懸念される。

日本関連の施設も苦境は同じである。同協会発注工事で入札不成立が相次いでいる。発注規模50億円以上とされる「日本館」は随意契約に切り替わった。事業者間の競争とならず、建設費が想定より高くなる可能性がある。会場整備費は、当初は約1250億円と見込まれたが、暑さ対策の強化などを理由に1.5倍の約1850億円に引き上げられた。さらなる増額も避けられまい。運営費に充てられる入場券の基本料金も大人7500円と決まり、当初検討されていた6千円を大きく上回った。集客の足かせとなり、収入計画に響きかねない。

建設経費は国と大阪府・市、経済界が3分の1ずつ負担し、多額の税金が投入される。2年前の東京五輪・パラリンピックでは開催経費が招致段階で示した予算の2倍以上に膨らんだ。安易に国民につけを回し、五輪の二の舞いとなってはならない。

そもそも大阪にとって万博は「負の遺産」の人工島・夢洲(ゆめしま)を活用するのが狙いだった。新型コロナウイルス禍を経験し、観光市場の変化に伴い開催意義そのものが揺らいでいる。岸田文雄政権は「国家プロジェクト」と位置付けるが、五輪や万博で経済活性化を目指すのは「昭和」の発想だろう。国民的な合意を欠いたまま無理を重ねてここまで進めたが、限界に来ている。開幕が近づくにつれて方針転換も容易ではなくなる。海外パビリオンの問題は、いま立ち止まって考え直すべき時だと示しているのではないか。

●『朝日新聞』 2023年7月4日 (社説)大阪・関西万博 計画に甘さ なかったか

2025年の大阪・関西万博の開幕まで、2年を切った。ところがこの時期になっても準備状況や費用に関して懸念が絶えない。見通しや計画に甘さがないか、点検が必須である。



大阪・関西万博の会場となる夢洲。パビリオン建設予定地はほぼ更地のままだ=2023年6月3日午前11時37分、大阪市此花区、朝日放送テレビヘリから

会場に設けられるパビリオンのうち、海外の国・地域が自ら費用を負担して建設する約50施設について、大阪市への許可申請が進んでいないことがわかった。建設業界の深刻な人手不足に資材の高騰も加わり、各国・地域と建設会社との協議が滞っている恐れがあるという。苦境に直面するのは、日本関連の施設も同様だ。競争入札の不調が相次ぎ、予定価格引き上げや簡素なデザインへの変更で入札のやり直しが続出した。いまま、日本国際博覧会(万博協会)が担う八つのテーマ館の一部で建設業者が未定のまま。国が発注する日本館では競争入札を断念し、任意に業者を選ぶ随意契約に追い込まれた。

万博協会が整備に関与する施設を対象とする会場建設費の総額

は、当初1250億円だったが、暑さ対策の強化などを理由に20年末に1.5倍の1850億円へ引き上げられた。もともと、個々の施設の仕様が固まらない時期に過去の事例などから見積もった金額といい、協会は入札不調を経ても総額は増やさないよう努めるとしている。建設費は国と大阪府・市、経済界が3分の1ずつ負担する仕組みで、多額の公費が投入される。安易に国民にツケを回すことは許されない。折しも運営費に充てる入場料は、開催期間中に販売する大人1人の一日券が7500円に決まり、当初想定6千円を大きく上回った。混雑対策を強化するためなどと協会は説明するが、ここにも計画の甘さがうかがわれる。万博の誘致に成功した18年末からの懸案もある。カジノを含む統合型リゾート(IR)との関係だ。万博もIRも、大阪湾に造った人工島「夢洲(ゆめしま)」が会場だ。二つの大型事業が並行して進めば建設分野の逼迫(ひっばく)に拍車がかからないか。工事関係の車両による渋滞が深刻にならないか。関係者の不安は根強い。1970年代に始まった夢洲の造成は、廃棄物や建設残土を埋め立てて390ヘクタールもの土地を生んだ。しかしバブル崩壊で都市開発に失敗し、大阪五輪の選手村を造る構想も五輪を誘致できずに頓挫。大阪維新の会が府と市の首長ポストを押さえた後、起死回生策として打ち出したのがIRと万博だった。IRの開業は29年までずれ込んでいるが、それでも業者は時間の余裕はないとの姿勢だ。万博の開催が迫るなか、両者の関係をどうするのか、早急に協議すべきではないか。

●【大阪 IR メール不存問題】メール保存のハードディスクは“使用許可を申請せず”...大阪港湾局「手続を失念」 市長は議会で謝罪 MBSニュース 2023年7月7日 21:00

大阪・夢洲の IR=カジノを含む統合型リゾートの用地に関する不動産鑑定をめぐって、大阪市が「存在しない」としたメールが198通も「存在した」問題。7月6日、大阪市の横山英幸市長が市議会で「不適切な事案が発生したことについてお詫び申し上げます」と謝罪しました。また、新たに、メールを保存していたのは“使用許可を得ていない”ハードディスクだったことがわかりました。市は7月14日までにメールを公開するとしています。

(大阪市 横山英幸市長)「最終的な責任者として、本件で不適切な事案が発生したことについてお詫びを申し上げます。今回の不適切な事案は、メール資料等電子データでの公文書管理に関しての認識が甘く、また、公文書保管情報について適切に共有されていなかったことなどが発生原因となりました。改めて公文書管理、情報公開制度の適正な運用について全市的に徹底するよう周知いたしました」

●万博入場券7500円で調整 運営費膨張で高額化—大阪
2023年06月13日 17時58分

2025年大阪・関西万博の入場券について、日本国際博覧会協会(万博協会)が大人の料金を7500円とする方向で調整していることが分かった。複数の関係者が13日、明らかにした。年内の発売を予定しており、14日の万博協会理事会で提案され、国の了承を得て正式決定する。協会は当初、運営費を809億円と試算したが、物価高や急激な円安が直撃。韓国での大規模雑踏事故を受けた警備強化も課題となり、運営費の膨張が避けられない情勢となっている。

●『産経新聞』 2023年7月4日

IR文書 公開請求後削除

大阪港湾局、不存在と回答

カジノを含む統合型リゾート施設(IR)の大阪側と市民グループが係争中。港湾局は「公文書に当たる認識がなく、対応は不適切だった」と陳謝し、担当職員が削除し「不存在」と回答していたと明らかにした。IR用地の不動産鑑定に関するメールがあったにも関わらず、担当職員が削除し「不存在」と回答していたと明らかにした。IR用地の不動産鑑定に関するメールがあった。港湾局によると、鑑定に絡んでは大阪市側と市民グループが係争中。港湾局は「公文書に当たる認識がなく、対応は不適切だった」と陳謝し、担当職員が削除し「不存在」と回答していたと明らかにした。IR用地の不動産鑑定に関するメールがあった。港湾局によると、

当該メールの保存期間は決まっていないが、大阪市の条例に基づき、請求があった時点で存在するものは公文書として公開するよう義務付けられていた。情報公開請求の対象は令和元々3年に港湾局が鑑定業者などやりとりしたメールで、4年11月に請求があった。港湾局は職員による削除について「保存期間を1年未満と誤解した」と説明した。

住民不安 解消へどう説明

大阪IR 未来図を問う

④

大阪府・市のカジノを含む統合型リゾート（IR）の区域整備計画が政府に認定されたものの、住民の中にはキャンセル依存症や治安悪化などを不安視する声がいまだに根強い。市民団体「大阪の未来は府民が決める 夢洲カジノを止める会」の前事務局長・山川義保氏に、現状をどう見るか聞いた。

——国が大阪IRの区域整備計画を認定しました。実現に向けた大阪府・市のこれまでの経過をどう見ま

直接対話の機会増やせ



市民団体前事務局長
山川 義保氏

すか。

「予定地の夢洲（ゆめし）ま、大阪市）はゴミの焼却灰や土砂で造成された軟弱地盤で、建物の沈下や土地の液化化の可能性があるほか、カジノで依存症患者が増える懸念もある。夢洲の土壌にはヒ素やフッ素による汚染も確認されており、大阪府は2021年に汚染残土の処分などに約790億円を負担する方針を示した。計画は認定されたものの、問題はまだ山積しているという認識だ」

「国の審査委員会は区域

整備計画に1000点満点中657・9点という合格点を確保につけたものの、同時に様々な課題を指摘した。例えば夢洲は津波で浸水被害など南海トラフ地震の影響を受ける可能性がある。審査委も『（計画に）幅広いリスク管理の意識の高さが見受けられたかについては高評価しがたい』としている」

「課題が残りながらも、住民への説明はまだ十分とはいえない。22年に住民への説明会を開いたが、新型コロナウイルス感染拡大で

当初予定していた11回のうち4回が中止となった。代替措置としてウェブ上に説明動画は公開されたが、きちんと直接対話ができるよう、中止の分を補足してほしい」

——府・市はIRの経済効果について、関西圏に福井県を加えた地域で年1・1兆円になると試算しています。

「IRによる経済効果を夢洲以外の大阪府域、大阪府や関西全体にどのように広げるのか、府や市のビジョンが我々にはあまり伝わってこない。府・市はIRを25年の大阪・関西万博後の観光振興の起爆剤とうたうものの、大阪市や府、関西などの地域への広がり未知数だ」

「海外から多くの人を呼び寄せるための施策には多様なアプローチがあるはず。伝統文化や地場産業の魅力向上などIR以外にも目配りをし、地域経済を確実に浮揚させるような取り組みに力を注ぐべきだ」

「大阪IR 未来図を問う」は随時掲載します。

（山下宗一郎）

聞き手から一言

地域との一体感 観光振興へ必須

日本経済新聞が大阪府民を対象に4月に行った世論調査では45%が賛成と答えたものの反対も38%にのぼり、住民のIRに対する不信は依然残る。

主な反対理由は依存症患者の増加や治安悪化、多額の公金支出への不安など認められる。大阪府・市や事業者には住民の声を傾け、一つ一つの懸念に対してきめ細かに対策などを説明する必要がある。

IRを大阪の観光振興の起爆剤として位置づける以上、成功には地域との一体感が不可欠。計画の認定を受けたからこそ、いかに住民の納得を得られるかに知恵を絞ることが求められる。

関西

配達・購読のお問い合わせ
0120-214946
7時～21時

大阪 06-7766-1333
神戸 078-133-2222
京都 075-133-2222
堺 072-222-2222

数々の懸念置き去りのまま

東京新聞

大阪IR計画

政府は今年四月、観光政策の柱として進めているカジノを含む統合型リゾート施設（IR）について、大阪府・市が提出した整備計画を認定した。整備計画は基準をギリギリで上回る点数で認定され、国土交通省は七項目の条件を付けた。IR計画について住民投票を求める署名活動を行ってきた市民団体は、国に認定取り消しを要請するなど反対を続けている。

（山田祐一郎）



「優れている」と評価されるのはびっくり。よくこの内容で合格にしたものだ」と改めて批判した。

審査委員七人の採点の平均点が配点の六割を下回ったのは「カジノ施設のデザイン等」「地域との良好な関係構築のための取組」「観光への効果」の三項目。委員からは、「ギャンブル依存症への対策」について「（計画には）実効性のある早期発見・早期介入のための取組の記載

があまり見られず、今後の具体化が必要」。地域との関係は「課題が残る」と指摘された。

認定に際し、国は「実効性ある依存症対策」「地域との十分な双方方向の対話」「予定地で懸念される地盤沈下の対策が不十分なものとならない

よう検討すること」など全七項目を条件として大阪府・市に求めた。条件を満たさなければ認定は取り消されるのか。集会で観光庁の担当者は「七つの条件は認定の必要条件ではない。既に認定はされている」と否定した。

認定から二カ月余。審査委員会の評価について、大阪府IR推進局の担当者は「国のほうで点数を付けていただし、『認定しうる計画』と評価を受けたと感じている。一方で、七つの条件については真摯に受け止めている」と説明する。条件に対する具体的な取り組みは進んでいるのか。「今後、開業までに取り組むことになる」とする。

府と市は今後、事業者と協議を進め、夏ごろをめどに着工時期や運営体制などについて

「優れている」と評価されるのはびっくり。よくこの内容で合格にしたものだ」と改めて批判した。審査委員七人の採点の平均点が配点の六割を下回ったのは「カジノ施設のデザイン等」「地域との良好な関係構築のための取組」「観光への効果」の三項目。委員からは、「ギャンブル依存症への対策」について「（計画には）実効性のある早期発見・早期介入のための取組の記載があまり見られず、今後の具体化が必要」。地域との関係は「課題が残る」と指摘された。認定に際し、国は「実効性ある依存症対策」「地域との十分な双方方向の対話」「予定地で懸念される地盤沈下の対策が不十分なものとならないよう検討すること」など全七項目を条件として大阪府・市に求めた。条件を満たさなければ認定は取り消されるのか。集会で観光庁の担当者は「七つの条件は認定の必要条件ではない。既に認定はされている」と否定した。認定から二カ月余。審査委員会の評価について、大阪府IR推進局の担当者は「国のほうで点数を付けていただし、『認定しうる計画』と評価を受けたと感じている。一方で、七つの条件については真摯に受け止めている」と説明する。条件に対する具体的な取り組みは進んでいるのか。「今後、開業までに取り組むことになる」とする。府と市は今後、事業者と協議を進め、夏ごろをめどに着工時期や運営体制などについて

市民団体「認定取り消しを」

23.7.-2

て定めた実施協定案を国に申請する。認可を得た後、契約締結などを経て着工される。当初「早ければ二〇二九年秋から冬ごろ」とされていた開業時期について、府の担当者は「計画認定が想定よりも遅れたため流動的となったという」という。

予定地の人工島・夢洲について、大阪府は事業者からの要請で液化ガスや土壌汚染対策費として約七百九十億円を負担する。住民らは昨年、府に住民投票条例制定を直接請求するための署名活動を実施し法定数以上の署名が集まったが、条例案は府議会で否決された。

数々の懸念が置き去りのままの現状に、阪南大の桜田照雄教授（経営財務論）は「報告書の七つの条件は、審査委員の意見を反映したもの。住民の合意がなく、高い国際競争力もない。地盤沈下・土壌汚染による負担増加が懸念されており、要求する基準を満たしていない。これらの条件をクリアしないまま認可を行うことは許されない」と訴える。

依存症・地盤沈下対策、地域との対話など条件付き

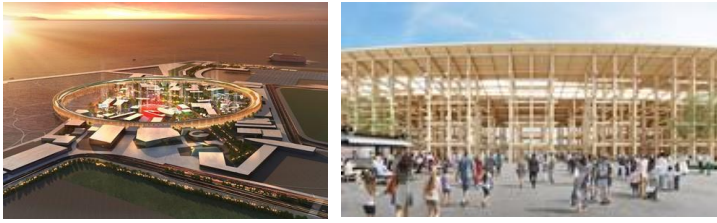
「統一地方選で大阪維新の会が大阪府、市議会で過半数を獲得した直後の認定。ぼろぼろの報告書は『及第点ありき』で政治的判断が働いたことが明らかだ」。六月二十三日、大阪IR計画の認定取り消しを求め、市民らが国会内で院内集会を開催。市民団体「夢洲カジノを止める大阪府民の会」の山川義保事務局長がこう訴えた。

「ぼろぼろの報告書」と

は、有識者でつくる政府の審査委員会の審査結果報告書のことだ。五分野二十五項目で千点満点中六百点以上が合格点なのに対し、六五七・九点で評価は六段階の中で上から三番目の「B（優れている）」だった。静岡大の鳥畑与一教授（国際金融論）は「六割で

認定取り消しを訴える山川義保氏（中央）は6月23日、東京都千代田区で院内集会を開催

●物価高騰、建設費上振れも 入場料いまだ決まらず
—大阪・関西万博まで2年 2023年4月13日



大阪・関西万博の概要

期間	2025年4月13日～10月13日
テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン
場所	大阪市の人工島「夢洲」
参加国など	153国・地域、8国際機関
来場者見込み	約2820万人
公式キャラクター	ミヤクミヤク

※参加国地域は3月24日時点

2025年大阪・関西万博まで13日で2年となる中、物価高騰が開催に影を落としている。会場施設の入札不成立や入場料決定時期の遅れといった形で表れているが、目玉であるパビリオンなどの質を落とすわけにはいかず、建設費や運営費が大きく上振れする懸念もくすぶっている。大阪市の人工島「夢洲」がメイン会場になる大阪・関西万博は、国内では05年に愛知県で開かれた「愛・地球博」以来20年ぶりの大型博覧会。期間は25年4月から半年間で、来場者数を2820万人と見込む。会場建設費の1850億円は、国と経済界、大阪府・市が3分の1ずつ負担するが、20年末に当初予算の1250億円から600億円上振れした経緯がある。それでも運営主体の日本博覧会協会が発注する会場施設の工事入札は、昨年から不調続きだ。有名アーティストらが手掛けるパビリオンの中には、予定価格を引き上げて落札されたものの、ガラス屋根を撤去するなどデザインの一部変更を余儀なくされたケースも。

協会幹部は「景気回復や円安を背景に建築資材や人件費が高騰しているため」と説明する。相次ぐ入札不調に、昨年11月には関西経済連合会の松本正義会長から「(再度の建設費上振れを)容認しなければ先に進まない」との発言も飛び出した。一方、岡田直樹万博担当相は「予算の範囲内で収まるよう全力を尽くす」と慎重姿勢を崩さない。万博の運営費809億円は、主に入場料収入で賄う。協会側は、最も一般的な通常入場料(大人普通券)を1日6000円程度と想定。昨年中に国の了承を得て今夏に発売開始する方針だったがいまだに詳細が決まらず、秋以降にずれ込む見通しだ。物価高や急激な円安で「入場料の設定が難航している」(政府関係者)のが理由で、協会の石毛博行事務総長は今年3月、警備体制強化もあり、運営費がさらに上がる可能性に言及。入場料の値上がりも考えられる。

- 6月24日、「夢洲カジノを止める大阪府民の会」として再スターを切る全体会議には、大阪府内28市区町から約70人画参加。各地域で、学習会、政府・大阪府市宛ての署名運動や、銀行前行動などが取り組まれています。
- 街頭では、「区域整備計画」の「認定」を受けて府民の皆さんに「7つの条件、を知ってもらうために、『7つもダメだし そやのに認定?』『IR開業までのプロセス』の大パネルも登場。地域の会・連絡会で独自のチラシを作成し配布するなど、みんな元気に夢洲カジノSTOP!



大阪市「天下茶屋」で署名活動。『7つもダメだし そやのに認定?』『IR開業までのプロセス』など府民に分かりやすく伝えるための大パネルを作りました(左)。訴えを聞き、署名して下さる方が集まって話を聞いてくださいました。他、各地域で取り組みを継続中!

(5)「夢洲カジノを止める大阪府民の会」の取り組み予定

●毎月1回の予定で、「夢洲カジノを止める大阪府民の会」の全体会議を開きます。ご参加ください。

▶日程(案)…8月24日、9月21日、10月19日、11月30日、12月14日

※いずれも、木曜日18:30~20:30。

※場所は、その都度決めて連絡します。ホームページ「カレンダー」に掲載予定。

●署名提出行動、8月末か9月中旬(予定)の代表派遣を行います。

▶「府民の会」の新チラシを作成中。「大阪の未来は府民が決める夢洲カジノを止める会・西淀川」のチラシなど参考にしています。完成したら、どうぞご活用ください。

●8月31日(木)IR推進局と「団体協議」の設定にむけて。

▶7月20日(木)にIR推進局に提出行動を行うことになりました。「団体協議」は、8月31日(木)を希望していますが、まだ確定していません。

●8月10日(木)、「夢洲カジノを止める大阪府内一斉行動」に取り組みましょう。

▶実施案(第1次案)…9:30~11:00カジノ融資銀行・カジノ出資企業(20社)要請行動

→12:00~13:00大阪市役所前街宣・署名行動。

▶府内各地域で街宣や署名行動など設定し、「大阪府内一斉行動」を広げてください。署名の集まりがまだ少なく、みんなで取り組みましょう。

●8月18日(金)、「夢洲カジノ視察行動」に取り組みましょう。実施案(第1次案)

▶実施案(第1次案)…13:00~14:00説明学習会(講師：藤永のびよさん)港区民会館(予定)

→15:00~16:00視察行動(WTC46階)。

●8月末か9月初旬、「夢洲IR・カジノ大阪府民公聴会」を企画できないか検討を始めています。

▶国土交通省観光庁、大阪IR推進局から担当官を招くとともに、府民の会、学者(鳥畑与一さん・静岡大学教授他)、弁護士、議員なども公述人として設定し、大阪府民からの質問の場なども設けた「双方向の対話」ができる公聴会としていきます。大阪市での開催から、大阪府内各所での開催をめざしていきたいと考えています。

※各地域での「学習会」方針を発展させる取り組みとして事務局会議で論議を始めました。

●その他

▶9月21日(木)、大阪府議会開会日に「夢洲カジノ実施協定締結を許さない！大阪府庁舎前アクション(仮称)」に取り組みましょう(詳細はこれから具体化していきます)。

▶9月、「実施協定」締結が考えられる中、カジノに反対されている様々な団体・個人(継続して取り組みを進めてこられた「女性パレード」のみなさんなどとも相談し、みんなで参加も含めて)、大きなパレードができないかという意見が出ています。

今後、他の団体や運動をしている皆さんと一緒にできる取り組みを検討していきましょう。

▶9月、(第2次)政府・国土交通省観光庁・カジノ管理委員会請願要請行動に取り組みましょう。

▶9月30日(土)、『ハマのドン(松原文枝監督)』上映会(エルおおさか南ホール・3回上映。学習・トークイベント)。詳細は、これからみんなで決めていきます。

▶「カジノ住民訴訟(夢洲IR差し止め訴訟・カジノ用地契約差し止め訴訟が合併)」の傍聴行動やカンパなど取り組みましょう。次回、9月29日(金)15:00、12月5日(火)。

▶国土交通省への区域整備計画審査における「要求基準」審査についての行政文書開示請求の取り組みときょうりよくしていきましょう。高校におけるギャンブル依存症啓発授業反対の取り組みを進めていきましょう。

▶カジノに反対する9団体懇談会によるIR推進局申し入れが行われました。協力して運動を進めていきましょう。7月22日(日)カジノ住民投票直接請求署名メモリアル「7.21」語らいのオープンカフェ、7月30日(日)ZENKO第3分科会「夢洲カジノは作れない！維新政治による生活破壊を止めよう！」などの取り組みが呼び掛けられています。

(6)「夢洲カジノを止める大阪府民の会」会則

第1条(名称)

名称を、「夢洲カジノを止める大阪府民の会」とする。

第2条(所在地)

〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番2号カサビアンカ関目103

第3条(目的)

大阪夢洲カジノの設置に反対し、誘致計画を撤回させる。

第4条(活動)

目的を達成するため会員相互の意見交換・交流の場を提供し、必要なあらゆる活動を進める。個人や団体のネットワークづくりを進め、地域の取り組みや個人の活動を尊重し協力する。会員相互のリスペクトを前提に個人の信条や活動の自由を保障し、会員はみな平等の権限を持つ。

第5条(構成員)

目的に賛同する個人で構成する。地域会や連絡会をつくることができる。

第6条(総会・役員 選出・運営)

(1)年に1回、総会を開催する。

(2)次の役員を会員の中から総会で選出する。

代表2名 事務局長1名 事務局員5名以上(会計担当、HP担当、ML担当、資料作成担当、運営担当など必要な担当者を置く) 監査2名

(3)日常的な活動は、総会の総意をもとに事務局会議を開催しこれを進める。必要に応じて全体会議を開催する。

第7条(財政)

活動費は、賛同カンパ金と事業収入などで賄う。会計年度を毎年4月1日から3月31日とする。

付 則

本会則は、2023年6月24日に承認を得、実施する。

-----<切り取り>-----

●名 前 _____

●連絡先

<住所> 〒 _____

<電話> _____

<メールアドレス> _____@_____

★学習会などでご活用いただければ幸いです。

★できれば『報告集』の 캄パのご協力をお願いします。「夢洲カジノを止める大阪府民の会」の活動に使わせていただきます。

2023年7月20日(木)